

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)第 14 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 14 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号
- (2) 相模原市消防団に関する条例(昭和 28 年相模原市条例第 2 号)第 4 条の 2 第 1 号
- (3) 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年相模原市条例第 7 号)第 14 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 15 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 16 条第 1 項第 1 号並びに第 18 条第 4 項
- (4) 相模原市消防団員の退職報償金に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 44 号)第 6 条第 1 号
- (5) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 6 条第 1 号ウ

(相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(相模原市表彰条例の一部改正)

第3条 相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号)第16条第1項
- (2) 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成11年相模原市条例第44号)第17条及び第18条
- (3) 相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号)第60条
- (4) 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)第51条第1項
- (5) 相模原市行政不服審査法施行条例(平成27年相模原市条例第78号)第19条
- (6) 相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第32号)附則第6項及び附則第7項
- (7) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例(令和4年相模原市条例第33号)第19条

(相模原市障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 相模原市障害者扶養共済制度条例(平成21年相模原市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改

正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第1号の規定による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例第14条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第4項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第3号の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第18条第4項並びに相模原市職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案の理由

刑法等の一部を改正する法律(令和４年法律第６７号)による刑法(明治４０年法律第４５号)の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例を整備いたしたく提案するものである。

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例

相模原市職員定数条例(昭和 24 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表議会の事務局の職員の項中「23 人」を「26 人」に改め、同表市長の事務部局の職員の項中「3, 409 人」を「3, 764 人」に改め、同表消防職員の項中「739 人」を「767 人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「377 人」を「411 人」に、「3, 610 人」を「3, 644 人」に改め、同表合計の項中「7, 830 人」を「8, 250 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題に的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するため、職員の定数に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

職員の定数に係る規定の改正（第 2 条関係）

部局別職員定数

部局別		定数		
		現行	増加人数	改正後
議会の事務局の職員		人 2 3	人 3	人 2 6
市長の事務部局の職員		3, 4 0 9	3 5 5	3, 7 6 4
選挙管理委員会の事務局の職員		1 0	0	1 0
監査委員の事務局の職員		1 5	0	1 5
消防職員		7 3 9	2 8	7 6 7
人事委員会の事務局の職員		1 0	0	1 0
農業委員会の事務局の職員		1 4	0	1 4
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	事務局及び学校以外の教育機関等の職員	3 7 7	3 4	4 1 1
	学校の職員	3, 2 3 3	0	3, 2 3 3
	小計	3, 6 1 0	3 4	3, 6 4 4
合計		7, 8 3 0	4 2 0	8, 2 5 0

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「251, 700 円」を「252, 400 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「関し」を「ついて」に、「別に」を「、別に」に改める。

第 14 条の 4 第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に、「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に改め、同条第 6 項中「関し」を「ついて」に改める。

第 14 条の 6 第 8 項中「関し」を「ついて」に改める。

第 14 条の 7 第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に、「100 分の 58.75」を「100 分の 61.25」に改め、同項第 3 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,500	224,200	253,800	279,200	303,200	330,800	370,900	413,800	463,600
	2	179,600	225,500	254,800	280,700	305,200	332,600	373,500	416,100	466,700
	3	180,800	226,800	255,800	282,400	307,200	334,500	375,800	418,600	469,700
	4	181,900	228,100	256,800	284,100	308,900	336,500	378,200	421,000	472,700
	5	183,000	229,400	257,800	285,600	310,600	338,500	380,300	422,900	475,700
	6	184,100	230,900	258,800	287,400	312,400	340,300	382,600	425,100	478,700
	7	185,200	232,400	259,800	289,300	314,300	342,400	384,800	427,200	481,700
	8	186,300	233,900	260,800	291,200	316,000	344,400	386,800	429,300	484,800
	9	187,400	235,000	261,800	293,100	317,600	346,300	388,900	431,200	487,500
	10	189,100	236,400	262,800	294,800	319,500	348,100	391,300	433,300	490,600
	11	190,800	237,700	263,800	296,500	321,300	349,800	393,500	435,400	493,600
	12	192,500	238,800	264,800	298,100	323,200	351,600	396,000	437,400	496,700
	13	194,100	239,800	265,800	299,500	325,100	353,200	398,200	439,100	499,400
	14	195,800	241,000	266,800	301,100	326,900	354,900	400,400	440,900	501,700
	15	197,500	242,100	267,800	302,600	328,700	356,600	402,600	442,900	504,000
	16	199,200	243,300	268,800	304,100	330,600	358,300	405,000	444,900	506,300
	17	200,800	244,600	269,800	305,600	332,400	360,100	406,800	446,700	508,400
	18	202,400	245,700	270,800	307,200	334,200	361,900	408,700	448,500	509,800
	19	204,100	246,800	272,000	308,900	336,100	363,700	410,400	450,300	511,300
	20	205,800	247,800	273,200	310,700	337,900	365,500	411,900	452,000	512,700
	21	207,400	248,800	274,500	312,500	339,600	367,300	413,600	453,800	513,900
	22	209,200	250,000	275,800	314,300	341,300	369,100	415,400	455,200	515,300
	23	211,000	251,200	277,100	316,000	343,000	371,000	417,200	456,600	516,800
	24	212,800	252,200	278,400	317,800	344,600	372,600	419,000	458,100	518,300
	25	214,500	253,300	279,600	319,400	346,200	374,300	420,800	459,500	519,400
	26	215,900	254,300	280,800	321,200	347,800	375,900	422,300	460,700	520,500
	27	217,300	255,400	282,100	322,900	349,400	377,600	423,800	462,000	521,700

	28	218, 700	256, 400	283, 500	324, 600	351, 000	379, 300	425, 400	463, 200	522, 900
	29	219, 900	257, 100	284, 900	326, 200	352, 500	380, 800	426, 900	464, 200	523, 900
	30	221, 000	257, 800	286, 400	327, 900	354, 000	382, 400	428, 200	464, 800	524, 800
	31	222, 000	258, 400	288, 000	329, 600	355, 500	384, 100	429, 500	465, 600	525, 700
	32	223, 000	259, 100	289, 600	331, 300	357, 000	385, 500	430, 700	466, 300	526, 600
	33	224, 100	259, 900	291, 200	332, 800	358, 800	387, 300	431, 900	467, 000	527, 400
	34	225, 200	260, 700	292, 700	334, 600	360, 500	388, 700	433, 200	467, 800	528, 300
	35	226, 200	261, 400	294, 100	336, 400	362, 300	390, 200	434, 500	468, 500	529, 000
	36	227, 200	262, 200	295, 600	338, 200	364, 000	391, 700	435, 700	469, 100	529, 500
	37	228, 200	262, 900	297, 000	339, 700	365, 400	393, 000	436, 900	469, 600	530, 200
	38	229, 200	263, 800	298, 400	341, 300	366, 600	394, 200	437, 700	470, 200	530, 800
	39	230, 200	264, 600	299, 800	342, 900	367, 900	395, 400	438, 500	470, 800	531, 600
	40	231, 200	265, 300	301, 200	344, 600	369, 200	396, 500	439, 300	471, 400	532, 200
	41	232, 000	266, 100	302, 600	346, 300	370, 500	397, 500	439, 900	471, 900	532, 700
	42	232, 900	267, 000	304, 000	348, 100	371, 400	398, 700	440, 600	472, 400	
	43	233, 700	267, 800	305, 200	349, 900	372, 500	399, 900	441, 300	472, 800	
	44	234, 400	268, 700	306, 400	351, 800	373, 500	401, 000	442, 000	473, 100	
	45	235, 100	269, 500	307, 600	353, 200	374, 300	401, 700	442, 800	473, 400	
	46	235, 800	270, 400	308, 800	354, 500	375, 200	402, 400	443, 600		
	47	236, 500	271, 300	310, 000	356, 000	376, 100	403, 100	444, 000		
	48	237, 200	272, 200	311, 300	357, 400	376, 900	403, 800	444, 700		
	49	237, 900	273, 100	312, 400	359, 000	377, 700	404, 400	445, 200		
	50	238, 400	274, 000	313, 800	359, 800	378, 500	405, 000	445, 600		
	51	239, 000	274, 900	315, 300	361, 000	379, 300	405, 500	446, 000		
	52	239, 500	275, 800	316, 900	361, 900	380, 100	405, 900	446, 400		
	53	239, 900	276, 600	318, 500	362, 800	380, 800	406, 300	446, 800		
	54	240, 400	277, 400	320, 100	363, 900	381, 500	406, 600	447, 200		
	55	240, 900	278, 200	321, 700	364, 800	382, 200	406, 900	447, 600		
	56	241, 300	279, 000	323, 200	365, 800	382, 900	407, 200	447, 900		
	57	241, 700	279, 800	324, 600	366, 600	383, 400	407, 400	448, 200		
定	58	242, 200	280, 600	325, 700	367, 300	384, 000	407, 700	448, 600		

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	59	242, 600	281, 400	326, 900	368, 000	384, 600	408, 000	448, 900		
	60	243, 100	282, 200	328, 100	368, 600	385, 300	408, 300	449, 200		
	61	243, 400	283, 000	328, 800	369, 000	385, 700	408, 600	449, 500		
	62	243, 900	283, 700	329, 500	369, 600	386, 300	408, 900			
	63	244, 400	284, 400	330, 300	370, 300	386, 900	409, 200			
	64	244, 800	285, 100	331, 000	371, 000	387, 500	409, 500			
	65	245, 200	285, 800	331, 900	371, 300	387, 900	409, 700			
	66	245, 600	286, 500	332, 300	371, 900	388, 500	409, 900			
	67	246, 000	287, 200	333, 000	372, 600	389, 000	410, 200			
	68	246, 400	287, 900	333, 700	373, 300	389, 600	410, 500			
	69	246, 800	288, 600	334, 500	373, 600	390, 000	410, 700			
	70	247, 200	289, 400	335, 200	374, 100	390, 500	410, 900			
	71	247, 600	290, 200	335, 900	374, 800	391, 000	411, 200			
	72	248, 000	291, 000	336, 600	375, 400	391, 500	411, 400			
	73	248, 400	291, 700	337, 000	375, 700	392, 000	411, 600			
	74	248, 800	292, 100	337, 600	376, 200	392, 600	411, 900			
	75	249, 200	292, 500	338, 100	376, 900	393, 200	412, 100			
	76	249, 600	292, 900	338, 700	377, 500	393, 800	412, 300			
	77	250, 000	293, 100	339, 000	377, 900	394, 200	412, 500			
	78	250, 400	293, 300	339, 400	378, 400	394, 600	412, 700			
	79	250, 800	293, 500	339, 800	379, 000	395, 000	412, 900			
	80	251, 200	293, 800	340, 300	379, 500	395, 400	413, 000			
	81	251, 600	294, 000	340, 700	379, 900	395, 700	413, 100			
	82	252, 000	294, 200	341, 200	380, 500	396, 000	413, 300			
	83	252, 400	294, 600	341, 700	381, 000	396, 300	413, 500			
	84	252, 800	294, 800	342, 200	381, 300	396, 500	413, 600			
	85	253, 200	295, 100	342, 500	381, 700	396, 700	413, 700			
	86	253, 600	295, 400	342, 900	382, 200	396, 900				
	87	254, 000	295, 700	343, 400	382, 600	397, 100				
	88	254, 400	296, 100	343, 800	383, 000	397, 200				
	89	254, 800	296, 300	344, 100	383, 400	397, 400				

90	255, 200	296, 700	344, 500	383, 900	397, 600				
91	255, 500	297, 000	345, 000	384, 300	397, 800				
92	255, 800	297, 400	345, 400	384, 700	397, 900				
93	256, 100	297, 600	345, 600	385, 000	398, 100				
94		297, 800	346, 000						
95		298, 100	346, 500						
96		298, 500	346, 900						
97		298, 700	347, 100						
98		299, 000	347, 400						
99		299, 400	347, 800						
100		299, 800	348, 100						
101		300, 000	348, 400						
102		300, 200	348, 800						
103		300, 600	349, 200						
104		300, 900	349, 600						
105		301, 100	350, 100						
106		301, 400	350, 500						
107		301, 800	350, 900						
108		302, 100	351, 300						
109		302, 300	351, 800						
110		302, 700	352, 200						
111		303, 100	352, 500						
112		303, 400	352, 800						
113		303, 600	353, 300						
114		303, 800							
115		304, 100							
116		304, 500							
117		304, 700							
118		304, 900							
119		305, 200							
120		305, 500							

	121		305,900							
	122		306,100							
	123		306,400							
	124		306,700							
	125		307,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,000	218,000	258,500	278,600	294,000	319,400	361,400	394,700	446,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,800	209,500	225,500	263,800	289,000
	2	163,700	210,900	226,700	264,600	290,600
	3	164,600	212,200	227,900	265,600	292,000
	4	165,500	213,600	229,000	266,500	293,400
	5	166,400	214,700	230,200	267,200	295,000
	6	167,300	215,800	231,400	268,400	296,600
	7	168,200	216,900	232,500	269,500	297,900
	8	169,200	217,900	233,800	270,600	299,500
	9	169,900	218,900	235,200	271,500	301,000
	10	170,900	219,800	236,600	272,400	302,600
	11	171,800	220,600	238,000	273,200	304,200
	12	172,900	221,300	239,200	274,100	305,800
	13	173,600	222,000	240,200	274,700	307,100
	14	174,500	222,600	241,200	275,400	308,400
	15	175,500	223,200	242,200	276,000	309,800

16	176, 400	223, 800	242, 900	276, 600	310, 900
17	177, 500	224, 400	243, 600	277, 100	312, 500
18	178, 900	225, 000	244, 300	277, 900	313, 800
19	180, 500	225, 600	245, 000	278, 700	315, 100
20	182, 000	226, 200	245, 700	279, 300	316, 500
21	183, 500	226, 800	246, 400	280, 100	317, 600
22	184, 900	227, 400	247, 100	280, 900	318, 600
23	186, 200	228, 000	247, 800	281, 800	319, 700
24	187, 500	228, 600	248, 500	282, 600	320, 900
25	188, 800	229, 200	249, 200	283, 400	322, 200
26	190, 100	229, 800	249, 900	284, 200	323, 700
27	191, 400	230, 400	250, 600	284, 900	325, 200
28	192, 700	231, 000	251, 300	285, 700	326, 600
29	194, 000	231, 600	252, 000	286, 400	328, 200
30	195, 300	232, 200	252, 900	287, 300	329, 400
31	196, 600	232, 800	253, 800	288, 000	330, 600
32	197, 800	233, 400	254, 700	288, 600	331, 800
33	199, 000	234, 000	255, 600	289, 500	332, 900
34	200, 200	234, 600	256, 500	290, 300	333, 600
35	201, 400	235, 200	257, 400	291, 200	334, 700
36	202, 600	235, 800	258, 300	292, 100	335, 800
37	203, 700	236, 400	259, 200	292, 400	336, 900
38	204, 800	237, 000	260, 100	293, 000	337, 900
39	205, 900	237, 600	261, 000	293, 500	338, 900
40	207, 000	238, 200	261, 900	294, 200	339, 800
41	208, 100	238, 800	262, 800	295, 000	340, 800
42	209, 100	239, 400	263, 700	296, 000	341, 800
43	210, 100	240, 000	264, 600	297, 000	342, 800
44	211, 100	240, 600	265, 500	297, 900	343, 800
45	212, 200	241, 200	266, 400	298, 400	344, 700
46	213, 500	241, 800	267, 200	299, 300	345, 700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	47	214,600	242,400	268,000	300,200	346,700
	48	215,900	243,000	268,800	301,100	347,700
	49	216,900	243,600	269,600	301,800	348,700
	50	217,700	244,200	270,400	302,300	349,600
	51	218,200	244,800	271,200	303,000	350,500
	52	219,000	245,400	272,000	303,800	351,300
	53	219,600	246,000	272,800	304,400	352,100
	54	220,200	246,600	273,600	305,100	352,800
	55	220,700	247,200	274,400	305,800	353,600
	56	221,300	247,800	275,200	306,400	354,300
	57	221,900	248,400	276,000	307,100	355,000
	58	222,400	249,000	276,800	307,800	355,800
	59	223,200	249,600	277,600	308,600	356,500
	60	223,800	250,200	278,400	309,200	357,200
	61	224,100	250,800	279,200	309,800	357,900
	62	224,600	251,400	280,000	310,500	358,600
	63	225,000	252,000	280,800	311,200	359,300
	64	225,500	252,600	281,600	311,900	359,900
	65	225,600	253,200	282,400	312,400	360,500
	66	226,000	253,800	283,100	312,800	361,000
	67	226,300	254,400	283,800	313,400	361,500
	68	226,500	255,000	284,500	314,000	362,000
	69	226,700	255,600	285,200	314,600	362,300
	70	226,900	256,100	285,900	314,900	362,600
	71	227,000	256,500	286,600	315,400	362,900
	72	227,100	256,800	287,300	315,900	363,200
	73	227,200	257,000	288,000	316,200	363,400
	74	227,300	257,400	288,700	316,600	
	75	227,400	257,900	289,400	317,100	
	76	227,500	258,500	290,200	317,500	
	77	227,600	258,900	290,800	317,700	

78	227, 700	259, 300	291, 200	318, 000
79	227, 800	259, 800	291, 700	318, 300
80	228, 100	260, 300	292, 100	318, 600
81	228, 400	260, 600	292, 500	318, 900
82	228, 800	260, 900	292, 800	319, 200
83	229, 200	261, 200	293, 300	319, 500
84	229, 700	261, 500	293, 800	319, 800
85	230, 300	261, 700	294, 200	320, 000
86	230, 600	261, 800	294, 800	320, 400
87	230, 900	262, 100	295, 400	320, 700
88	231, 000	262, 400	296, 000	320, 900
89	231, 200	262, 600	296, 300	321, 000
90	231, 500	262, 700	296, 800	321, 300
91	231, 800	263, 100	297, 300	321, 600
92	232, 200	263, 300	297, 700	321, 900
93	232, 400	263, 600	298, 100	322, 100
94	232, 600	264, 000	298, 600	322, 300
95	232, 800	264, 300	299, 100	322, 500
96	233, 000	264, 600	299, 600	322, 700
97	233, 400	264, 800	299, 900	322, 900
98	233, 800	265, 100	300, 300	323, 100
99	234, 200	265, 300	300, 800	323, 300
100	234, 500	265, 600	301, 300	323, 500
101	235, 100	265, 900	301, 700	323, 700
102	235, 600	266, 100	302, 100	323, 800
103	236, 200	266, 400	302, 400	323, 900
104	236, 800	266, 700	302, 700	324, 000
105	237, 100	266, 900	303, 000	324, 100
106	237, 600	267, 100	303, 400	324, 200
107	238, 100	267, 400	303, 800	324, 300
108	238, 500	267, 600	304, 200	324, 400

	109	238, 700	267, 900	304, 500	324, 500	
	110	239, 100	268, 200	304, 900	324, 600	
	111	239, 600	268, 500	305, 300	324, 700	
	112	240, 100	268, 700	305, 600	324, 800	
	113	240, 400	268, 900	305, 800	324, 900	
	114	240, 900	269, 200	306, 100	325, 000	
	115	241, 400	269, 400	306, 400	325, 100	
	116	241, 900	269, 600	306, 600		
	117	242, 200	269, 900	306, 800		
	118	242, 600	270, 200	307, 100		
	119	243, 000	270, 500	307, 400		
	120	243, 400	270, 800	307, 600		
	121	243, 800	271, 000	307, 800		
	122		271, 200	308, 100		
	123		271, 500	308, 400		
	124		271, 800	308, 600		
	125		272, 000	308, 800		
	126		272, 200	309, 100		
	127		272, 500	309, 400		
	128		272, 800	309, 600		
	129		273, 000	309, 800		
	130		273, 200	310, 100		
	131		273, 500	310, 400		
	132		273, 800	310, 600		
	133		274, 000	310, 800		
	134		274, 200			
	135		274, 500			
	136		274, 800			
	137		275, 000			
定年 前再 任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		円 196,900	円 207,500	円 226,000	円 248,300	円 278,000
---------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,600	216,700	241,300	267,900	307,500	332,000	355,600	388,000
	2	199,800	218,700	243,000	269,300	309,400	334,100	357,600	390,200
	3	202,000	220,700	244,700	270,600	311,300	336,000	359,600	392,300
	4	204,200	222,600	246,400	272,000	313,100	337,900	361,600	394,300
	5	206,400	224,800	248,100	273,400	314,800	340,000	363,600	396,400
	6	208,600	227,200	249,400	274,900	316,700	341,700	365,600	398,300
	7	210,800	229,700	250,600	276,300	318,600	343,600	367,600	400,200
	8	213,000	232,200	251,800	277,800	320,500	345,400	369,600	401,700
	9	215,100	234,600	253,400	279,000	322,400	347,000	371,600	403,100
	10	217,100	236,300	254,800	280,600	324,400	348,800	373,600	404,900
	11	219,100	238,000	256,100	281,900	326,400	350,700	375,600	406,600
	12	221,100	239,700	257,400	283,200	328,200	352,700	377,600	408,500
	13	223,100	241,100	259,000	284,300	329,900	354,600	379,600	410,100
	14	225,200	242,600	260,600	285,300	331,700	356,500	381,800	412,000
	15	227,500	244,100	261,900	286,300	333,600	358,600	383,900	414,100
	16	229,800	245,600	263,300	287,300	335,400	360,600	385,900	416,200
	17	232,100	247,200	264,400	288,300	336,900	362,500	387,400	418,000
	18	233,600	248,400	265,700	289,700	338,800	364,200	389,200	419,700
	19	235,200	249,500	267,000	290,700	340,600	365,700	391,000	421,200
	20	236,800	250,600	268,300	291,900	342,500	367,400	392,500	422,800
	21	238,300	251,800	269,400	293,000	344,400	369,400	393,800	424,200
	22	239,800	253,200	270,400	294,400	346,200	371,000	395,600	425,700

23	241, 300	254, 500	271, 600	295, 700	348, 100	372, 900	397, 300	427, 300
24	242, 800	255, 800	272, 600	297, 200	349, 900	374, 600	399, 200	428, 800
25	244, 400	257, 200	273, 400	298, 600	351, 700	376, 300	400, 700	429, 800
26	245, 500	258, 600	274, 200	300, 300	353, 400	378, 200	402, 700	431, 200
27	246, 500	260, 000	275, 000	302, 100	355, 200	379, 800	404, 600	432, 900
28	247, 500	261, 400	275, 900	303, 900	357, 000	381, 500	406, 700	434, 500
29	248, 900	262, 400	276, 500	305, 700	358, 800	383, 100	408, 200	435, 700
30	250, 300	263, 600	277, 100	307, 300	360, 600	384, 900	409, 900	437, 400
31	251, 600	264, 900	277, 700	309, 100	362, 100	386, 600	411, 500	439, 100
32	252, 900	266, 200	278, 400	310, 900	363, 800	388, 200	413, 000	440, 700
33	254, 300	267, 200	279, 000	312, 700	365, 600	389, 900	414, 800	442, 200
34	255, 700	268, 100	279, 600	314, 200	367, 300	391, 800	416, 200	443, 800
35	257, 000	268, 800	280, 100	315, 700	369, 100	394, 000	417, 700	445, 400
36	258, 300	269, 700	280, 700	317, 200	370, 700	396, 100	419, 200	447, 100
37	259, 600	270, 600	281, 300	318, 500	372, 200	397, 400	420, 400	448, 400
38	261, 000	271, 300	281, 900	319, 900	373, 900	398, 800	421, 800	449, 000
39	262, 300	272, 100	282, 600	321, 200	375, 600	400, 200	423, 200	449, 700
40	263, 500	272, 800	283, 400	322, 600	377, 300	401, 400	424, 700	450, 300
41	264, 600	273, 500	284, 400	324, 000	379, 200	403, 000	426, 200	450, 800
42	265, 500	274, 200	285, 400	325, 400	381, 200	403, 900	427, 500	451, 300
43	266, 400	274, 900	286, 200	326, 900	383, 200	404, 900	428, 800	452, 000
44	267, 300	275, 600	287, 200	328, 500	385, 200	405, 900	429, 900	452, 600
45	268, 200	276, 500	288, 100	330, 000	386, 500	406, 800	431, 000	453, 300
46	269, 000	277, 200	289, 100	331, 700	388, 100	408, 000	431, 800	454, 000
47	269, 800	277, 900	290, 100	333, 300	389, 700	409, 200	432, 600	454, 600
48	270, 600	278, 600	291, 200	334, 800	391, 300	410, 300	433, 400	455, 100
49	271, 300	279, 200	292, 400	336, 300	392, 900	411, 400	434, 000	455, 500
50	272, 100	279, 800	293, 400	337, 600	393, 800	412, 200	434, 600	456, 100
51	272, 800	280, 400	294, 400	338, 900	394, 900	413, 000	435, 400	456, 600
52	273, 600	281, 100	295, 700	340, 100	395, 900	413, 700	436, 100	457, 100
53	274, 300	281, 800	296, 800	341, 500	397, 000	414, 100	436, 600	457, 500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	54	275, 200	282, 500	297, 900	342, 900	398, 200	414, 800	437, 100	458, 000
	55	276, 200	283, 300	299, 400	344, 400	399, 300	415, 500	437, 800	458, 300
	56	277, 200	284, 200	300, 800	345, 800	400, 500	416, 100	438, 300	458, 500
	57	277, 800	285, 100	302, 200	347, 000	401, 600	416, 700	438, 900	458, 700
	58	278, 600	286, 000	303, 600	348, 600	402, 400	417, 200	439, 500	458, 900
	59	279, 400	286, 700	305, 000	350, 000	403, 200	417, 600	439, 900	459, 100
	60	280, 200	287, 500	306, 400	351, 300	404, 000	417, 900	440, 500	459, 300
	61	281, 000	288, 600	307, 800	352, 600	404, 500	418, 100	441, 100	459, 500
	62	281, 800	289, 700	309, 200	353, 900	405, 200	418, 300	441, 300	
	63	282, 600	290, 700	310, 500	355, 300	405, 900	418, 500	441, 500	
	64	283, 400	291, 900	311, 900	356, 600	406, 600	418, 700	441, 700	
	65	284, 300	293, 000	313, 100	358, 100	406, 900	418, 900	442, 200	
	66	285, 200	294, 000	314, 300	359, 600	407, 500	419, 100	442, 400	
	67	286, 100	295, 000	315, 500	361, 100	408, 000	419, 300	442, 600	
	68	287, 000	296, 100	316, 600	362, 800	408, 600	419, 500	442, 800	
	69	287, 900	297, 300	317, 700	363, 800	409, 000	419, 700	443, 000	
	70	288, 800	298, 600	318, 700	365, 000	409, 600	419, 900	443, 200	
	71	289, 700	299, 800	319, 900	366, 200	410, 100	420, 100	443, 400	
	72	290, 600	301, 000	321, 100	367, 500	410, 600	420, 300	443, 600	
	73	291, 500	302, 200	322, 100	368, 900	411, 100	420, 500	443, 800	
	74	292, 400	303, 200	323, 600	370, 000	411, 600	420, 700	444, 000	
	75	293, 300	304, 100	325, 200	371, 500	412, 000	420, 900	444, 300	
	76	294, 200	305, 100	326, 900	372, 700	412, 500	421, 100	444, 500	
	77	295, 100	306, 100	328, 700	374, 000	413, 000	421, 400	444, 700	
	78	296, 000	307, 200	330, 400	375, 200	413, 400	421, 600	444, 900	
	79	296, 900	308, 500	332, 100	376, 300	414, 000	421, 800	445, 100	
	80	297, 800	309, 700	333, 700	377, 400	414, 400	422, 000	445, 200	
	81	298, 700	310, 800	335, 200	378, 600	415, 000	422, 200	445, 300	
	82	299, 600	311, 900	336, 800	379, 800	415, 600	422, 400	445, 500	
	83	300, 500	312, 900	338, 500	381, 000	416, 100	422, 600	445, 700	
	84	301, 400	314, 000	340, 200	382, 100	416, 700	422, 800	445, 800	

85	302, 300	315, 300	341, 400	383, 200	417, 200	423, 000	445, 900
86	303, 200	316, 600	342, 800	383, 700	417, 500	423, 200	
87	304, 100	317, 800	344, 300	384, 300	417, 800	423, 400	
88	305, 000	319, 100	345, 600	384, 900	418, 100	423, 500	
89	305, 900	320, 300	347, 100	385, 400	418, 400	423, 600	
90	306, 800	321, 800	348, 100	385, 900	418, 600	423, 800	
91	307, 700	323, 200	349, 500	386, 500	418, 800	424, 000	
92	308, 600	324, 700	350, 900	387, 100	419, 000	424, 100	
93	309, 500	325, 900	352, 300	387, 400	419, 200	424, 200	
94	310, 400	327, 200	353, 800	387, 800			
95	311, 300	328, 500	355, 300	388, 400			
96	312, 200	329, 800	356, 800	388, 900			
97	313, 100	330, 800	358, 000	389, 200			
98	314, 000	332, 100	359, 200	389, 600			
99	314, 900	333, 300	360, 300	390, 200			
100	315, 800	334, 600	361, 500	390, 700			
101	316, 800	335, 900	362, 500	391, 100			
102	317, 800	337, 000	363, 600	391, 600			
103	318, 800	338, 300	364, 600	392, 200			
104	319, 800	339, 300	365, 800	392, 700			
105	320, 700	340, 500	366, 900	393, 000			
106	321, 300	341, 500	367, 500	393, 400			
107	322, 000	342, 400	368, 100	393, 800			
108	322, 600	343, 500	368, 700	394, 000			
109	323, 200	344, 600	369, 200	394, 200			
110	323, 900	345, 600	369, 700	394, 500			
111	324, 600	346, 400	370, 300	394, 700			
112	325, 200	347, 400	370, 800	395, 000			
113	325, 900	348, 400	371, 300	395, 200			
114	326, 700	349, 200	371, 800	395, 500			
115	327, 500	350, 100	372, 400	395, 800			

	116	328, 300	351, 100	372, 900	396, 100				
	117	328, 800	352, 200	373, 300	396, 400				
	118	329, 600	352, 700	373, 800	396, 700				
	119	330, 400	353, 300	374, 400	397, 000				
	120	331, 200	353, 900	374, 900	397, 300				
	121	331, 900	354, 400	375, 100	397, 600				
	122	332, 400	354, 700	375, 500	397, 900				
	123	332, 900	355, 200	376, 000	398, 200				
	124	333, 400	355, 600	376, 400	398, 500				
	125	333, 600	356, 100	376, 900	398, 800				
	126		356, 500	377, 400					
	127		357, 000	377, 900					
	128		357, 300	378, 400					
	129		357, 800	378, 600					
	130		358, 300	379, 100					
	131		358, 800	379, 500					
	132		359, 200	380, 000					
	133		359, 600	380, 300					
	134		360, 000	380, 800					
	135		360, 300	381, 100					
	136		360, 800	381, 400					
	137		361, 000	381, 700					
	138		361, 300	382, 100					
	139		361, 700	382, 500					
	140		362, 200	383, 000					
	141		362, 400	383, 200					
	142		362, 800						
	143		363, 200						
	144		363, 600						
	145		363, 800						
定年		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準

前再 任用 短時 間勤 務職 員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	243,000	254,800	256,800	292,000	309,000	323,000	346,800	382,100

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500
	33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100
	34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
	35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
	36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
	37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
	38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
	39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
	40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
	41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
	42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
	43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
	44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
	45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
	46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
	47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
	48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
	49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
	50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
	51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
	52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900

員	53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
	54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
	55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
	56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
	57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
	58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
	59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
	60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
	61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
	62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
	63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
	64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
	65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
	66		476, 900	528, 700	
	67		477, 500	529, 400	
	68		478, 100	530, 300	
	69		478, 400	531, 200	
	70		479, 000	532, 000	
	71		479, 700	532, 900	
	72		480, 400	533, 800	
	73		480, 800	534, 600	
	74		481, 400	535, 500	
	75		482, 100	536, 400	
	76		482, 800	537, 100	
	77		483, 200	537, 900	
	78		483, 800	538, 800	
	79		484, 400	539, 700	
	80		484, 900	540, 600	
	81		485, 400	541, 400	
	82		485, 900	542, 300	
	83		486, 400	543, 200	

	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第5号中「もと」を「下」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	194,700	214,400	282,400	314,200	414,100
	2	196,700	216,600	284,400	316,300	415,400
	3	198,400	218,800	286,300	318,500	416,700
	4	200,200	221,100	288,300	320,300	417,900

	5	202, 400	223, 100	290, 400	322, 100	419, 200
	6	204, 500	225, 400	292, 300	324, 200	420, 600
	7	206, 700	227, 700	294, 000	326, 300	422, 100
	8	208, 900	229, 800	295, 400	328, 400	423, 700
	9	211, 100	231, 900	296, 900	330, 500	425, 000
	10	213, 400	234, 100	298, 500	332, 800	426, 400
	11	215, 700	236, 300	300, 000	335, 200	427, 800
	12	218, 000	238, 600	301, 500	337, 800	429, 100
	13	220, 400	240, 900	303, 000	340, 000	430, 400
	14	222, 700	242, 500	304, 500	341, 700	431, 700
	15	225, 000	244, 000	306, 000	343, 500	433, 100
	16	227, 300	245, 500	307, 400	345, 400	434, 500
	17	229, 600	247, 100	308, 700	347, 300	435, 700
	18	231, 400	248, 300	310, 300	348, 800	437, 000
	19	233, 200	249, 300	312, 000	350, 600	438, 200
	20	235, 000	250, 400	313, 800	352, 300	439, 500
	21	236, 800	251, 400	315, 700	353, 700	440, 600
	22	238, 400	252, 600	317, 700	355, 300	441, 800
	23	239, 900	253, 800	319, 700	356, 900	442, 900
	24	241, 400	255, 000	321, 800	358, 500	444, 000
	25	242, 700	256, 300	323, 800	360, 100	445, 200
	26	243, 900	258, 000	325, 900	361, 800	446, 400
	27	245, 000	259, 700	327, 900	363, 500	447, 400
	28	246, 200	261, 400	329, 800	365, 200	448, 500
	29	247, 300	262, 900	331, 800	366, 700	449, 800
	30	248, 400	265, 200	333, 500	368, 300	450, 900
	31	249, 400	267, 400	335, 200	369, 800	452, 100
	32	250, 500	269, 600	336, 800	371, 300	453, 200
	33	251, 700	271, 900	338, 700	372, 600	454, 400
	34	252, 900	274, 100	340, 300	373, 900	455, 300
	35	254, 100	276, 200	341, 900	375, 200	456, 100

36	255, 300	278, 300	343, 500	377, 000	456, 800
37	256, 500	280, 500	345, 200	378, 200	457, 600
38	257, 800	282, 400	347, 100	379, 300	458, 400
39	259, 100	284, 200	349, 100	380, 600	459, 200
40	260, 300	285, 900	351, 000	382, 100	460, 000
41	261, 600	287, 800	352, 500	383, 300	460, 900
42	262, 600	289, 400	354, 500	384, 500	461, 700
43	263, 600	290, 900	356, 400	385, 700	462, 500
44	264, 600	292, 400	358, 300	387, 200	463, 300
45	265, 600	293, 900	359, 800	388, 700	464, 200
46	266, 600	295, 400	361, 400	389, 900	465, 000
47	267, 400	297, 100	363, 100	391, 400	465, 800
48	268, 200	298, 700	364, 800	392, 800	466, 600
49	269, 000	300, 100	366, 100	394, 000	467, 500
50	269, 900	301, 500	367, 400	395, 300	468, 300
51	270, 700	302, 900	368, 800	396, 700	469, 100
52	271, 500	304, 300	370, 400	398, 000	469, 900
53	272, 300	305, 900	371, 700	399, 200	470, 800
54	273, 000	307, 900	373, 000	400, 400	471, 600
55	273, 700	309, 900	374, 300	401, 500	472, 400
56	274, 400	312, 100	375, 500	402, 500	473, 200
57	275, 100	313, 900	376, 800	403, 800	474, 100
58	275, 800	315, 900	378, 300	405, 000	
59	276, 500	317, 900	379, 800	406, 000	
60	277, 300	320, 100	381, 200	407, 000	
61	278, 000	322, 300	382, 200	408, 000	
62	278, 700	324, 200	383, 500	409, 000	
63	279, 400	326, 100	384, 900	410, 000	
64	280, 100	328, 000	386, 200	411, 000	
65	280, 800	329, 700	387, 500	412, 100	
66	281, 500	331, 400	388, 700	413, 200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	67	282,300	333,000	389,900	414,400
	68	283,200	334,700	391,100	415,500
	69	284,100	336,500	392,400	416,500
	70	285,100	338,400	393,500	417,500
	71	286,100	340,300	394,800	418,500
	72	287,100	342,100	395,900	419,500
	73	287,900	343,900	397,200	420,400
	74	288,600	345,800	398,200	421,100
	75	289,300	347,700	399,300	421,800
	76	290,200	349,600	400,300	422,500
	77	291,200	351,100	401,100	423,200
	78	292,200	352,700	402,000	423,900
	79	293,200	354,200	403,100	424,600
	80	294,100	355,700	404,200	425,300
	81	295,000	357,100	404,900	426,000
	82	296,000	358,500	405,700	426,700
	83	297,000	360,000	406,600	427,400
	84	297,900	361,500	407,500	428,100
	85	298,800	362,700	408,300	428,700
	86	299,600	363,900	409,200	429,200
	87	300,400	365,000	410,000	429,800
	88	301,300	366,100	410,800	430,500
	89	302,100	367,200	411,400	431,200
	90	303,100	368,200	412,100	431,800
	91	304,100	369,500	412,800	432,400
	92	305,100	370,800	413,500	432,900
	93	305,800	372,200	414,100	433,300
	94	306,600	373,400	414,800	433,900
	95	307,300	374,700	415,500	434,500
	96	308,000	375,900	416,300	435,100
	97	308,700	376,800	417,000	435,500

98	309, 500	377, 700	417, 800	436, 100
99	310, 400	378, 700	418, 600	436, 700
100	311, 400	379, 600	419, 400	437, 300
101	312, 200	380, 500	420, 000	437, 700
102	313, 200	381, 500	420, 700	438, 300
103	314, 300	382, 500	421, 400	438, 900
104	315, 300	383, 400	422, 100	439, 500
105	315, 900	384, 200	422, 800	439, 900
106	316, 600	385, 000	423, 500	440, 500
107	317, 400	385, 900	424, 200	441, 100
108	318, 100	386, 800	425, 000	441, 700
109	319, 000	387, 500	425, 600	442, 100
110	319, 400	388, 400	426, 100	442, 600
111	319, 800	389, 300	426, 600	443, 200
112	320, 200	390, 200	427, 200	443, 800
113	320, 700	390, 800	427, 700	444, 200
114	321, 100	391, 700	428, 200	444, 800
115	321, 600	392, 600	428, 700	445, 400
116	322, 100	393, 500	429, 200	446, 000
117	322, 500	394, 300	429, 800	446, 400
118	323, 000	395, 000	430, 300	447, 000
119	323, 400	395, 800	430, 800	447, 600
120	323, 900	396, 600	431, 300	448, 200
121	324, 400	397, 200	431, 900	448, 600
122	324, 800	398, 000	432, 400	
123	325, 300	398, 700	432, 900	
124	325, 800	399, 400	433, 400	
125	326, 400	400, 000	434, 000	
126	326, 700	400, 700	434, 500	
127	327, 000	401, 200	435, 000	
128	327, 200	401, 800	435, 500	

129	327, 400	402, 500	436, 100
130	327, 700	403, 100	436, 600
131	328, 000	403, 600	437, 100
132	328, 300	404, 100	437, 600
133	328, 500	404, 400	438, 200
134	328, 700	405, 000	438, 700
135	328, 900	405, 600	439, 200
136	329, 100	406, 100	439, 700
137	329, 400	406, 600	440, 300
138	329, 600	407, 200	
139	329, 900	407, 800	
140	330, 200	408, 400	
141	330, 400	408, 800	
142	330, 600	409, 400	
143	330, 800	409, 900	
144	331, 000	410, 500	
145	331, 300	410, 900	
146	331, 500	411, 500	
147	331, 800	412, 000	
148	332, 100	412, 600	
149	332, 300	413, 000	
150	332, 500	413, 500	
151	332, 800	414, 000	
152	333, 100	414, 500	
153	333, 300	415, 100	
154	333, 600	415, 600	
155	333, 900	416, 100	
156	334, 200	416, 600	
157	334, 300	417, 100	
158	334, 600	417, 600	
159	334, 900	418, 100	

	160	335, 200	418, 600			
	161	335, 300	419, 200			
	162	335, 600	419, 700			
	163	335, 900	420, 200			
	164	336, 200	420, 700			
	165	336, 300	421, 300			
	166		421, 800			
	167		422, 300			
	168		422, 800			
	169		423, 300			
	170		423, 800			
	171		424, 300			
	172		424, 800			
	173		425, 400			
	174		425, 900			
	175		426, 400			
	176		426, 900			
	177		427, 500			
	178		428, 000			
	179		428, 500			
	180		429, 000			
	181		429, 600			
	182		430, 100			
	183		430, 600			
	184		431, 100			
	185		431, 700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238, 800	276, 300	302, 000	330, 000	411, 000

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,500	224,200	253,800	279,200	303,200
	2	179,600	225,500	254,800	280,700	305,200
	3	180,800	226,800	255,800	282,400	307,200
	4	181,900	228,100	256,800	284,100	308,900
	5	183,000	229,400	257,800	285,600	310,600
	6	184,100	230,900	258,800	287,400	312,400
	7	185,200	232,400	259,800	289,300	314,300
	8	186,300	233,900	260,800	291,200	316,000
	9	187,400	235,000	261,800	293,100	317,600
	10	189,100	236,400	262,800	294,800	319,500
	11	190,800	237,700	263,800	296,500	321,300
	12	192,500	238,800	264,800	298,100	323,200
	13	194,100	239,800	265,800	299,500	325,100
	14	195,800	241,000	266,800	301,100	326,900
	15	197,500	242,100	267,800	302,600	328,700
	16	199,200	243,300	268,800	304,100	330,600
	17	200,800	244,600	269,800	305,600	332,400
	18	202,400	245,700	270,800	307,200	334,200
	19	204,100	246,800	272,000	308,900	336,100
	20	205,800	247,800	273,200	310,700	337,900
	21	207,400	248,800	274,500	312,500	339,600
	22	209,200	250,000	275,800	314,300	341,300
	23	211,000	251,200	277,100	316,000	343,000
	24	212,800	252,200	278,400	317,800	344,600
	25	214,500	253,300	279,600	319,400	346,200

26	215,900	254,300	280,800	321,200	347,800
27	217,300	255,400	282,100	322,900	349,400
28	218,700	256,400	283,500	324,600	351,000
29	219,900	257,100	284,900	326,200	352,500
30	221,000	257,800	286,400	327,900	354,000
31	222,000	258,400	288,000	329,600	355,500
32	223,000	259,100	289,600	331,300	357,000
33	224,100	259,900	291,200	332,800	358,800
34	225,200	260,700	292,700	334,600	360,500
35	226,200	261,400	294,100	336,400	362,300
36	227,200	262,200	295,600	338,200	364,000
37	228,200	262,900	297,000	339,700	365,400
38	229,200	263,800	298,400	341,300	366,600
39	230,200	264,600	299,800	342,900	367,900
40	231,200	265,300	301,200	344,600	369,200
41	232,000	266,100	302,600	346,300	370,500
42	232,900	267,000	304,000	348,100	371,400
43	233,700	267,800	305,200	349,900	372,500
44	234,400	268,700	306,400	351,800	373,500
45	235,100	269,500	307,600	353,200	374,300
46	235,800	270,400	308,800	354,500	375,200
47	236,500	271,300	310,000	356,000	376,100
48	237,200	272,200	311,300	357,400	376,900
49	237,900	273,100	312,400	359,000	377,700
50	238,400	274,000	313,800	359,800	378,500
51	239,000	274,900	315,300	361,000	379,300
52	239,500	275,800	316,900	361,900	380,100
53	239,900	276,600	318,500	362,800	380,800
54	240,400	277,400	320,100	363,900	381,500
55	240,900	278,200	321,700	364,800	382,200
56	241,300	279,000	323,200	365,800	382,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	241,700	279,800	324,600	366,600	383,400
	58	242,200	280,600	325,700	367,300	384,000
	59	242,600	281,400	326,900	368,000	384,600
	60	243,100	282,200	328,100	368,600	385,300
	61	243,400	283,000	328,800	369,000	385,700
	62	243,900	283,700	329,500	369,600	386,300
	63	244,400	284,400	330,300	370,300	386,900
	64	244,800	285,100	331,000	371,000	387,500
	65	245,200	285,800	331,900	371,300	387,900
	66	245,600	286,500	332,300	371,900	388,500
	67	246,000	287,200	333,000	372,600	389,000
	68	246,400	287,900	333,700	373,300	389,600
	69	246,800	288,600	334,500	373,600	390,000
	70	247,200	289,400	335,200	374,100	390,500
	71	247,600	290,200	335,900	374,800	391,000
	72	248,000	291,000	336,600	375,400	391,500
	73	248,400	291,700	337,000	375,700	392,000
	74	248,800	292,100	337,600	376,200	392,600
	75	249,200	292,500	338,100	376,900	393,200
	76	249,600	292,900	338,700	377,500	393,800
	77	250,000	293,100	339,000	377,900	394,200
	78	250,400	293,300	339,400	378,400	394,600
	79	250,800	293,500	339,800	379,000	395,000
	80	251,200	293,800	340,300	379,500	395,400
	81	251,600	294,000	340,700	379,900	395,700
	82	252,000	294,200	341,200	380,500	396,000
	83	252,400	294,600	341,700	381,000	396,300
	84	252,800	294,800	342,200	381,300	396,500
	85	253,200	295,100	342,500	381,700	396,700
	86	253,600	295,400	342,900	382,200	396,900
	87	254,000	295,700	343,400	382,600	397,100

88	254, 400	296, 100	343, 800	383, 000	397, 200
89	254, 800	296, 300	344, 100	383, 400	397, 400
90	255, 200	296, 700	344, 500	383, 900	397, 600
91	255, 500	297, 000	345, 000	384, 300	397, 800
92	255, 800	297, 400	345, 400	384, 700	397, 900
93	256, 100	297, 600	345, 600	385, 000	398, 100
94		297, 800	346, 000		
95		298, 100	346, 500		
96		298, 500	346, 900		
97		298, 700	347, 100		
98		299, 000	347, 400		
99		299, 400	347, 800		
100		299, 800	348, 100		
101		300, 000	348, 400		
102		300, 200	348, 800		
103		300, 600	349, 200		
104		300, 900	349, 600		
105		301, 100	350, 100		
106		301, 400	350, 500		
107		301, 800	350, 900		
108		302, 100	351, 300		
109		302, 300	351, 800		
110		302, 700	352, 200		
111		303, 100	352, 500		
112		303, 400	352, 800		
113		303, 600	353, 300		
114		303, 800			
115		304, 100			
116		304, 500			
117		304, 700			
118		304, 900			

	119		305,200			
	120		305,500			
	121		305,900			
	122		306,100			
	123		306,400			
	124		306,700			
	125		307,000			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		191,000	218,000	258,500	278,600	294,000

備考 この表は、小中学校等の事務職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第9条、第14条の4、第14条の6及び第14条の7の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第3条の規定(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)及び第5条の規定(相模原市学校職員の給与に関する条例第8条の改正規定を除く。)による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に

関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表(1) (別表第1)	円 313,290	円 322,841	円 9,551	% 3.05
行政職給料表(2) (別表第2)	305,930	311,910	5,980	1.95
消防職給料表 (別表第3)	319,265	330,145	10,880	3.41
医療職給料表 (別表第4)	491,460	497,200	5,740	1.17
全体	314,039	323,607	9,568	3.05

備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和6年4月1日現在の額
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.225	1.225	2.45	1.225	1.275	2.5
				1.25	1.25	2.5
特定幹部職員	1.025	1.025	2.05	1.025	1.075	2.1
				1.05	1.05	2.1

定年前再任用短時間勤務職員 (一般職員)	0.6875	0.6875	1.375	0.6875	0.7125	1.4
				0.7	0.7	1.4
定年前再任用短時間勤務職員 (特定幹部職員)	0.5875	0.5875	1.175	0.5875	0.6125	1.2
				0.6	0.6	1.2
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.225	1.225	2.45	1.225	1.275	2.5
				1.25	1.25	2.5
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.025	1.025	2.05	1.025	1.075	2.1
				1.05	1.05	2.1

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和6年度の支給割合、下段は令和7年度以降の支給割合

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.025	1.025	2.05	1.025	1.075	2.1
				1.05	1.05	2.1
特定幹部職員	1.225	1.225	2.45	1.225	1.275	2.5
				1.25	1.25	2.5
定年前再任用短時間勤務職員 (一般職員)	0.4875	0.4875	0.975	0.4875	0.5125	1.0
				0.5	0.5	1.0
定年前再任用短時間勤務職員 (特定幹部職員)	0.5875	0.5875	1.175	0.5875	0.6125	1.2
				0.6	0.6	1.2
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.025	1.025	2.05	1.025	1.075	2.1
				1.05	1.05	2.1
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.225	1.225	2.45	1.225	1.275	2.5
				1.25	1.25	2.5

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和6年度の支給割合、下段は令和7年

度以降の支給割合

エ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限額を 251,700 円から 252,400 円に改定するもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

ア 給料の改定

区分		現行	改定後
特定任期付職員	1号給	380,000円	392,000円
	2号給	427,000円	440,000円
	3号給	477,000円	492,000円
	4号給	543,000円	555,000円
	5号給	620,000円	634,000円

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.7	1.7	3.4	1.7	1.75	3.45
				0.95	0.95	1.9

備考 改定後の欄の上段は令和6年度の支給割合、下段は令和7年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条関係)

給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表 (別表第1)	円 337,370	円 348,419	円 11,049	% 3.28
学校事務職給料表 (別表第2)	288,791	299,202	10,411	3.61
全体	335,596	346,622	11,026	3.29

備考

- 1 平均給料月額 of 現行の欄に掲げる金額は、令和 6 年 4 月 1 日現在の額
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

2 施行期日等

令和 6 年 1 2 月 1 日。ただし、1 (1) イ及びウ並びに (2) イのうち令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、1 (1) ア及びエ、(2) ア並びに (3) に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正（第 1 条及び第 2 条関係）

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.675	1.675	3.35	1.675	1.725	3.4
				1.7	1.7	3.4

備考 改定後の欄の上段は令和 6 年度の支給割合、下段は令和 7 年度以降の支給割合

2 施行期日

令和 6 年 1 2 月 1 日。ただし、令和 7 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め
る条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人て らこや食堂ラッキーズ	相模原市南区相模大野 6 丁目 11 番 25 号報徳二宮神社 2 階	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 11 年 12 月 31 日まで
--------------------------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人及び当
該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定を追加いたしたく提
案するものである。

議案第 108 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズの概要

代 表 者	関 邦子
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野 6 丁目 1 1 番 2 5 号報徳二宮神社 2 階
設 立 年 月 日	令和 2 年 9 月 8 日
役 員 数 等	役員 16 名(理事 15 名、監事 1 名) 正会員(個人) 16 名
目 的	相模原市近隣の子どもたちに対して、栄養価の高い食事に加えて、進学するための学習指導と学習するための場を提供する事業を行うことによって、「貧困の連鎖」を断ち切り、子どもたちが夢と希望を持って心身共に成長していきける社会の実現に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 子どもの健全育成を図る活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 食事を提供する事業 (2) 学習指導をする事業 (3) 放課後の居場所を提供する事業

特定非営利活動法人の指定の申出等に係る経過について

1 指定の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の申出について、令和 6 年 6 月 15 日から同年 7 月 31 日まで受付を行った(申出数 1 法人)。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、令和 6 年 7 月 29 日から同年 8 月 13 日まで縦覧に供した。

3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定について、令和 6 年 9 月 17 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和 6 年 9 月 17 日にその旨の答申がされた。

附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 3 7 年相模原市条例第 1 7 号)の一部を
次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市子 どものいじ めに関する 再調査委員 会	いじめ防止対策推進法第 3 0 条 第 2 項の規定に基づき、同法第 2 8 条第 1 項の規定による調査 の結果について、市長の諮問に 応じて調査審議し、その結果を 答申すること。	6 人以内	当該諮問に係る 審議が終了する まで
---------------------------------------	--	-------	--------------------------

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年
相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3 2, 0 0 0 円」の次に「。ただし、別表第 1 の 1 0
の項に定める報酬の額にあつては、8 0, 0 0 0 円」を加える。

別表第 1 中 3 5 の項を 3 6 の項とし、1 1 の項から 3 4 の項までを 1 項ずつ繰
「

1 0	介護認定審査会の委員、	日額	1 9, 0 0 0 円。
-----	-------------	----	---------------

り下げ、同表中

高齢者入所判定委員会の委員、教育支援委員会の委員及び障害支援区分判定等審査会の委員のうち前項に規定する委員を除いた委員、感染症診査協議会の委員、教職員健康審査会の委員、指定難病審査会の委員、小中学校等結核対策委員会の委員、小児慢性特定疾病審査会の委員並びに精神医療審査会の委員	ただし、感染症診査協議会の委員が相模原市感染症診査協議会条例(平成11年相模原市条例第39号)第4条第2項ただし書の規定による審議を行う場合にあっては、5,000円
--	--

」

「

を

10	子どものいじめに関する再調査委員会の委員	日額	20,000円。 ただし、2時間を超えて調査審議を行つた場合は、1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき10,000円を20,000円に加算して得た額
11	介護認定審査会の委員、高齢者入所判定委員会の	日額	19,000円。 ただし、感染症診

に改める。

委員、教育支援委員会の委員及び障害支援区分判定等審査会の委員のうち9の項に規定する委員を除いた委員、感染症診査協議会の委員、教職員健康審査会の委員、指定難病審査会の委員、小中学校等結核対策委員会の委員、小児慢性特定疾病審査会の委員並びに精神医療審査会の委員	査協議会の委員が相模原市感染症診査協議会条例(平成11年相模原市条例第39号)第4条第2項ただし書の規定による審議を行う場合にあっては、5,000円
--	--

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市子どものいじめに関する再調査委員会の設置並びに同委員会の委員の報酬及び費用弁償の額に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び
費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第1条関係)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定による学校の設置者等によるいじめに関する重大事態に係る調査の結果について調査審議させるため、相模原市子どものいじめに関する再調査委員会を市長に属する附属機関として設置するもの

附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
相模原市子どものいじめに関する再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで

(2) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第2条関係)

相模原市子どものいじめに関する再調査委員会の設置に伴い、同委員会の委員の報酬及び費用弁償の額に係る規定を追加するとともに、報酬の額にあつては、80,000円を超えない範囲内で定めることとするもの

職名	報酬額		費用弁償の額
子どものいじめに関する再調査委員会の委員	日額	20,000円。 ただし、2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30	(1) 宿泊料(1夜につき) 13,100円 (2) 食卓料(1夜につき) 2,600円 (3) 外国旅行 市長等以外の職員が外国旅行をした場合に支給

		分以上のときは1 時間とし、30分 未満のときは切り 捨てる。)につき 10,000円を 20,000円に 加算して得た額	する旅費(移転料、着 後手当及び扶養親族 移転料を除く。)に相 当する額
--	--	---	---

2 施行期日

公布の日

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例
相模原市立療育センター条例(昭和 5 0 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表療育相談室の項中「並びに日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 4 3 条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業(以下「療育支援事業」という。)」を削り、同表児童発達支援センターの項中「児童福祉法」の次に「(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)」を加える。

第 4 条を次のように改める。

(使用料)

第 4 条 児童発達支援センターを使用する者は、次に掲げる額を合計した額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 使用する者(児童福祉法第 2 1 条の 6 の規定により使用する者を除く。第 3 号において同じ。)に係る同法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第 1 項に規定する指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)に要した費用(同項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び当該指定通所支援に係る通所特定費用に相当する額(通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1 食につき 6 5 0 円とする。)の合計額
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用する者が申出により当該者の便益を向上させるためのサービスの提供を受けた場合にあっては、当該サービスの提供に必要な

な費用の額

- (3) 使用する者に係る児童福祉法第21条の5の2第2項の規定に基づき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の療育相談室、南療育相談室、緑療育相談室、津久井療育相談室、相模湖療育相談室及び藤野療育相談室の使用(日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業を利用する場合に限る。)に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

療育支援事業の廃止に伴う療育相談室の設置等に係る規定の改正並びに療育相談室及びその分室の使用料に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立療育センター条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 療育相談室の設置等に係る規定の改正(第3条関係)

療育相談室が実施する事業のうち療育支援事業に係る規定を削除するもの

(2) 療育相談室及びその分室の使用料に係る規定の削除(第4条関係)

療育支援事業を利用する場合に納付する療育相談室、南療育相談室、緑療育相談室、津久井療育相談室、相模湖療育相談室及び藤野療育相談室(以下「療育相談室等」という。)の使用料に係る規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

令和7年4月1日前の療育相談室等の使用(療育支援事業を利用する場合に限る。)に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成 2 2 年相模原市条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例
目次中「第 7 条」を「第 6 条」に、
「第 2 章 土砂等の埋立て等の許可等(第 8 条—第 3 0 条)
第 3 章 保証金の預託(第 3 1 条—第 3 4 条)
第 4 章 雑則(第 3 5 条—第 4 2 条)
第 5 章 罰則(第 4 3 条—第 4 7 条)」
「第 2 章 特定埋立て等に係る届出等(第 7 条—第 1 4 条)
第 3 章 雑則(第 1 5 条—第 2 0 条)
第 4 章 罰則(第 2 1 条—第 2 3 条)」
第 1 条中「及び災害の発生」を削る。

第 2 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 1 0 号を削る。

第 3 条並びに第 4 条第 1 項及び第 3 項中「及び災害の発生」を削る。

第 5 条の見出し中「土地所有者」を「土地の所有者等」に改め、同条中「土地の所有者」を「土地の所有者等」に改め、「及び災害の発生」を削る。

第 6 条中「切土」の次に「及び次に掲げる土砂等の埋立て等」を加え、「第 8 条

第２項第２号、第８条の２及び第３１条第１項において同じ。」を削り、同条に次の各号を加える。

- (１) 土壌汚染対策法(平成１４年法律第５３号)第６条第４項又は第１１条第２項の規定による指定の解除のために行う土砂等の埋立て等
- (２) 土壌汚染対策法第１８条第１項第２号又は第３号に規定する土地の形質の変更として行う土砂等の埋立て等
- (３) 土壌汚染対策法第２２条第１項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- (４) 安全基準に適合しない土砂等の除去、拡散の防止その他の措置又は安全基準に適合しない土砂等の処理若しくは保管を適正に行うために必要な土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの

第７条を削る。

「第２章 土砂等の埋立て等の許可等」を「第２章 特定埋立て等に係る届出等」に改める。

第８条を削る。

第８条の２中「前条第２項第４号に該当する土砂等の埋立て等であって、」を削り、「もの(」を「土砂等の埋立て等(切土及び次に掲げる土砂等の埋立て等を除く。」に、「あらかじめ」を「当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の３０日前(法令又は神奈川県条例の規定による許可、認可等を受け、又は届出をして行う土砂等の埋立て等のうち規則で定めるものの事業区域の全部又は一部をその事業区域に含む特定埋立て等にあつては、当該許可、認可等に係る申請又は当該届出の日)までに、当該」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加え、第２章中同条を第７条とする。

- (１) 前条各号に掲げる土砂等の埋立て等
- (２) 同一事業区域内において行われる土砂等の埋立て等
- (３) 採石法(昭和２５年法律第２９１号)又は砂利採取法(昭和４３年法律第７４号)に基づく認可を受けた採取計画に定める岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- (４) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- (５) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- (６) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

第9条から第17条までを削る。

第18条中「この条例に基づく許可(第8条第1項、第22条第1項又は第23条第1項の許可をいう。以下同じ。)を受けた事業主(以下「許可事業主」という。)及び第8条の2」を「前条」に改め、「届け出た事業主」の次に「(以下「特定事業主」という。)」を加え、「許可又は」を削り、同条第2号中「受けた」の次に「採取計画に定める」を加え、同条を第8条とする。

第19条を削る。

第20条中「この条例に基づく許可(切土に係る許可を除く。以下この条において同じ。)を受けた事業主及び第8条の2の規定により届け出た事業主」を「特定事業主」に改め、「定期的に」の次に「特定埋立て等の」を加え、「及び事業区域」を「及び当該事業区域」に、「その」を「それらの」に改め、同条ただし書を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等)

第10条 特定事業主は、前条に規定する土壌検査の結果、同条に規定する事業区域の土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときは、規則で定めるところにより、特定埋立て等を廃止し、又は完了した後においても当該事業区域以外の地域への排水の水質検査を行う等必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該事業区域が土壌汚染対策法第6条第1項の規定により要措置区域に指定されたときは、この限りでない。

第21条を削る。

第22条の見出し中「許可又は」を削り、同条中第1項及び第2項を削り、同条第3項中「許可事業主は、第13条第1項第1号、第4号(搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを減少する場合に限る。)、第5号又は第8号から第12号までに掲げる事項」を「特定事業主は、第7条の規定による届出の内容」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条第3項を同条とし、同条を第11条とする。

第23条から第27条までを削る。

第28条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第1項中「許可事業主は、当該許可事業主が受けた許可に係る土砂等の埋立て等」を「特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等」に改め、「起算して」を削り、「届け出るとともに、速やかに第12条の同意をした土地の所有者等に通知しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第29条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第1項中「許可事業主は、当該許可事業主が受けた許可に係る土砂等の埋立て等」を「特定事業主は、第7条の規定による届出に係る特定埋立て等」に改め、「起算して」を削り、「届け出るとともに、速やかに第12条の同意をした土地の所有者等に通知しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(区域内土地所有者等への通知)

第14条 特定事業主は、第7条、第8条若しくは前3条の規定による届出又は第9条若しくは第10条の規定による報告をしたときは、その旨を速やかに当該届出又は報告に係る特定埋立て等の事業区域の土地の所有者等(以下「区域内土地所有者等」という。)に通知しなければならない。

第30条を削る。

第3章を削る。

第35条を削る。

第36条中「許可事業主若しくは事業施工者又は第12条の同意をした土地の所有者(以下「同意をした土地所有者」という。)」を「特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者」に、「土砂等の埋立て等」を「特定埋立て等」に改め、第4章中同条を第15条とする。

第37条第1項中「当該区域」を「当該事業区域」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指導等)

第17条 市長は、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対し、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、特定事業主が行った特定埋立て等により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、区域内土地所有者等に対し、当該土地を適正に管理するために必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 市長は、特定事業主が第9条に規定する土壌検査若しくは水質検査を行っていない又は第10条に規定する措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業主に対し、特定埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、

当該土壌検査若しくは水質検査を行い、若しくは当該措置を講ずるよう勧告することができる。

第38条から第40条までを削る。

第41条第1項中「必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の」を「前条の勧告(第10条に規定する措置に係るものに限る。)を受けた特定事業主が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「公表される者」を「公表をされる特定事業主」に改め、同条を第19条とする。

第4章中第42条を第20条とする。

第4章を第3章とする。

第43条の前の見出し、同条及び第44条を削る。

第45条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第1号中「第8条の2」を「第7条」に改め、同条第2号中「第19条、第20条、第27条又は第36条」を「第9条又は第15条」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第37条第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第21条とする。

第46条中「第18条、第22条第3項、第24条第2項、第26条第3項、第28条第1項又は第29条第1項」を「第8条又は第11条から第13条まで」に改め、同条を第22条とする。

第47条中「第43条から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第23条とする。

第5章を第4章とする。

附則第1項ただし書中「附則第5項」を「附則第6項」に改める。

附則第2項中「事業については」の次に「、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年神奈川県条例第79号)による改正前の」を加え、「県条例」を「旧県条例」に改める。

附則第4項中「県条例」を「旧県条例」に改める。

附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

(令和7年度における特定埋立て等に係る届出の特例)

- 5 令和7年4月1日から同月30日までの間に行おうとする特定埋立て等に係る第7条の規定の適用については、「当該特定埋立て等に係る工事に着手する日の

30日前」とあるのは、「令和7年4月1日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(旧条例第2条第1号に規定する土砂等の埋立て等をいう。以下同じ。)(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等に限る。)に係る旧条例第2章(旧条例第8条、第8条の2、第11条、第13条第2項、第14条第1項及び第22条第1項(旧条例第13条第1項第3号(災害その他事業主(旧条例第2条第6号に規定する事業主をいう。附則第6項において同じ。))又は事業施工者(同条第7号に規定する事業施工者をいう。同項において同じ。))の責によらない理由がある場合に限る。))又は第4号(同条第5号に規定する搬入土量又は盛土若しくは切土の高さを増加する場合に限る。))に掲げる事項を変更する場合に限る。)を除く。)、第3章(旧条例第31条第2項ただし書及び第4項を除く。))及び第4章の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第8条第1項の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等を除く。)に係る許可は、施行日においてその効力を失う。この場合において、市長は、旧条例第31条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。
- 4 改正後の相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例第7条の規定による届出をする同条に規定する特定埋立て等について適用し、施行日前に旧条例第8条の2の規定による届出をした同条に規定する特定埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第7条に規定する特定埋立て等を行おうとする事業主(新条例第2条第3号に規定する事業主をいう。以下この項において同じ。)は、施行日前においても、新条例第7条の規定の例により、市長に届け出ることができる。この場合において、その届出をした事業主は、施行日において同条の規定により届け出た

ものとみなす。

- 6 施行日前に旧条例第 8 条第 1 項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った事業主又は事業施工者に対する旧条例第 3 8 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧条例第 8 条第 1 項又は第 2 3 条第 1 項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者に対する旧条例第 4 1 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日前にした行為並びに附則第 2 項、附則第 4 項及び附則第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 5 号)による宅地造成等規制法(昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号)の改正を踏まえた題名、目的に係る規定、土地所有者の責務に係る規定及び安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止に係る規定の改正、土砂等の埋立て等の許可に係る規定の削除、特定埋立て等に係る届出に係る規定の改正、土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等に係る規定の追加、変更の許可又は届出に係る規定及び廃止又は完了の届出等に係る規定の改正、区域内土地所有者等への通知に係る規定の追加、報告の徴収に係る規定の改正、指導等に係る規定及び勧告に係る規定の追加、公表に係る規定及び罰則に係る規定の改正並びに令和 7 年度における特定埋立て等に係る届出の特例に係る規定の追加、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例(令和 6 年神奈川県条例第 7 9 号)による神奈川県土砂の適正処理に関する条例(平成 1 1 年神奈川県条例第 3 号)の改正に伴う同条例を引用する条項の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 題名の改正(改正前の題名関係)

題名を「相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」とするもの

(2) 目的に係る規定の改正(改正前の第1条関係)

目的から土砂等の埋立て等による災害の発生の未然防止を削除するもの

(3) 土地所有者の責務に係る規定の改正(改正前の第5条関係)

土砂等の埋立て等の用に供する土地を適正に管理するよう努めなければならない者として、当該土地を占有し、又は管理する者を追加するもの

(4) 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止に係る規定の改正(改正前の第6条関係)

安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等であっても汚染土壌の浄化等のために行うものは、禁止しないこととするもの

(5) 土砂等の埋立て等の許可に係る規定の削除(改正前の第8条関係)

(2)に伴い、土砂等の埋立て等に係る許可制度を廃止するもの

(6) 特定埋立て等に係る届出に係る規定の改正(改正前の第8条の2関係)

届出の対象とする特定埋立て等について、法令又は神奈川県条例の規定による許可、認可等を受け、又は届出をして行う土砂等の埋立て等に限らず、事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上の土砂等の埋立て等とし、工事に着手する日の30日前までに当該特定埋立て等を行う旨を市長に届け出なければならないこととするもの

(7) 土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときにおける措置等に係る規定の追加(改正後の第10条関係)

特定埋立て等に係る届出をした事業主(以下「特定事業主」という。)は、定期的に行う土壌検査の結果、その事業区域の土砂等が安全基準に適合しないことを確認したときは、当該事業区域が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく要措置区域に指定されたときを除き、特定埋立て等を廃止し、又

は完了した後においても当該事業区域以外の地域への排水の水質検査を行う等必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならないこととするもの

(8) 変更の許可又は届出に係る規定の改正(改正前の第 2 2 条関係)

特定事業主は、(6)の届出の内容を変更したときは、その変更の日から 1 5 日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととするもの

(9) 廃止又は完了の届出等に係る規定の改正(改正前の第 2 8 条及び第 2 9 条関係)

特定事業主は、特定埋立て等を廃止し、又は完了したときは、その日から 1 5 日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととするもの

(1 0) 区域内土地所有者等への通知に係る規定の追加(改正後の第 1 4 条関係)

特定事業主は、(6)、(8)及び(9)の届出、土砂等の搬入の届出、定期的に行う土壌検査及び水質検査(以下「土壌検査等」という。)の結果報告並びに(7)の報告を行ったときは、当該届出又は報告に係る特定埋立て等の事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者(以下「区域内土地所有者等」という。)にその旨を通知しなければならないこととするもの

(1 1) 報告の徴収に係る規定の改正(改正前の第 3 6 条関係)

市長は、条例の施行に必要な限度において、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対して、特定埋立て等に関し必要と認める事項について報告を求めることができることとするもの

(1 2) 指導等に係る規定の追加(改正後の第 1 7 条関係)

ア 市長は、特定事業主又は特定埋立て等に係る事業施工者に対し、土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言をすることができることとするもの

イ 市長は、区域内土地所有者等に対し、特定事業主が行った特定埋立て等により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、土地を適正に管理するために必要な指導及び助言をすることができることとするもの

(1 3) 勧告に係る規定の追加(改正後の第 1 8 条関係)

市長は、特定事業主が土壌検査等を行っていない又は(7)の措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業主に対し、特定埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、土壌検査等若しくは(7)の措置を講ずるよう

勧告することができることとするもの

(14) 公表に係る規定の改正(改正前の第41条関係)

市長は、特定事業主が(13)の勧告((7)の措置に係るものに限る。)に正当な理由がなく従わないときは、その氏名、違反の事実等を公表することができることとするもの

(15) 罰則に係る規定の改正(改正前の第45条及び第46条関係)

ア (8)若しくは(9)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処することとするもの

イ (11)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、50万円以下の罰金に処することとするもの

(16) 令和7年度における特定埋立て等に係る届出の特例に係る規定の追加(改正後の附則第5項関係)

令和7年4月1日から同月30日までの間に行おうとする特定埋立て等に係る(6)に係る規定の適用については、「工事に着手する日の30日前」とあるのは、「令和7年4月1日」とすることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)エに係る規定は、同年2月1日

(2) 経過措置

ア 令和7年4月1日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例(以下「旧条例」という。)の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等に限る。)に係る土砂等の埋立て等の許可等に係る規定(当該土砂等の埋立て等の事業区域の位置若しくは面積を変更する場合又は搬入土量若しくは盛土等の高さを増加する場合における変更の許可等に係るものを除く。)、保証金(搬入土量の増加に係るものを除く。)の預託に係る規定及び雑則に係る規定の適用については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に旧条例の規定による許可を受けた土砂等の埋立て等(施行日前にその工事に着手した土砂等の埋立て等を除く。)に係る許可は、施行日においてその効力を失うこととし、市長は、旧条例の規定により締結した質権設定契約を解除することとするもの

- ウ 改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に届出をする特定埋立て等について適用し、施行日前に届出をした特定埋立て等については、なお従前の例によることとするもの
- エ 特定埋立て等を行おうとする事業主は、施行日前においても市長に届け出ることができることとし、その届出をした事業主は、施行日において届け出たものとみなすこととするもの
- オ 施行日前に旧条例の規定による土砂等の埋立て等の許可を受けなければならない義務に違反して土砂等の埋立て等を行った事業主又は事業施工者に対する違反行為等の停止等に係る命令については、なお従前の例によることとするもの
- カ 施行日前に旧条例の規定による土砂等の埋立て等の許可又は土砂等の埋立て等の事業の全部の譲受けに係る許可を受けなければならない義務に違反して土砂等の埋立て等を行った者の氏名等の公表については、なお従前の例によることとするもの
- キ 施行日前にした行為並びにア、ウ及びオに係る規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 1 項中「第 2 条第 1 3 号」を「第 2 条第 1 5 号」に改める。

第 6 条の 5 第 1 項中「次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める時間」を
「午前 8 時 3 0 分から午後 8 時 4 5 分まで」に改め、同項各号を削る。

「
別表第 1 の 3 中
(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分
(9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分
を
」

「
8 時 30 分～20 時 30 分
に、
」

「
10 時～18 時
(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分
(9 月～4 月)8 時 30 分～16 時 30 分
を
」

「

10 時～18 時
8 時 30 分～20 時 30 分

に改める。

」

別表第 2 第 5 項第 2 号の表中

「

附 属 施 設 の 種 類	単 位	金 額
---------------	-----	-----

」

を

「

附 属 施 設 の 種 類	単 位		金 額
相模原スポーツ・レクリエーションパ	全点灯	30 分につき	430 円
ーク人工芝グラウンド夜間照明施設	1／2 点灯		220 円

」

に改める。

別表第 4 第 3 項の表多目的室の項中「1 8 時 3 0 分」を「2 0 時 3 0 分」に、
「7, 6 0 0 円」を「9, 1 2 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 5 の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 4 第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド及び相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設並びに多目的室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原スポーツ・レクリエーションパークの夜間照明施設の設置に伴う相模原スポーツ・レクリエーションパーク並びに相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド及び多目的室の供用時間に係る規定の改正、相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設の利用に係る使用料の規定の追加並びに多目的室の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 2 号関係資料(その 1)

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用時間に係る規定の改正(第 6 条の 5 関係)

現行	改正後
(5 月～8 月) 午前 8 時 30 分～午後 7 時 (9 月～4 月) 午前 8 時 30 分～午後 5 時	(通年) 午前 8 時 30 分～午後 8 時 45 分

- (2) 相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド及び多目的室の供用時間に係る規定の改正(別表第 1 の 3 関係)

有料公園施設の種類の	現行	改正後
人工芝グラウンド	(5 月～8 月) 8 時 30 分～18 時 30 分	(通年) 8 時 30 分～20 時 30 分
多目的室	(9 月～4 月) 8 時 30 分～16 時 30 分	

- (3) 相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設の利用に係る使用料の規定の追加(別表第 2 関係)

附属施設の種類の	単位		金額
相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設	全点灯	30 分につき	430 円
	1 / 2 点灯		220 円

- (4) 多目的室の利用に係る料金の規定の改正(別表第 4 関係)

有 料 公 園 施設の種類の	現行		改正後	
	単位	金額	単位	金額
多目的室	1 日(8 時 30 分～18 時 30 分)	7,600 円	1 日(8 時 30 分～20 時 30 分)	9,120 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(3)に係る規定は、公布の日

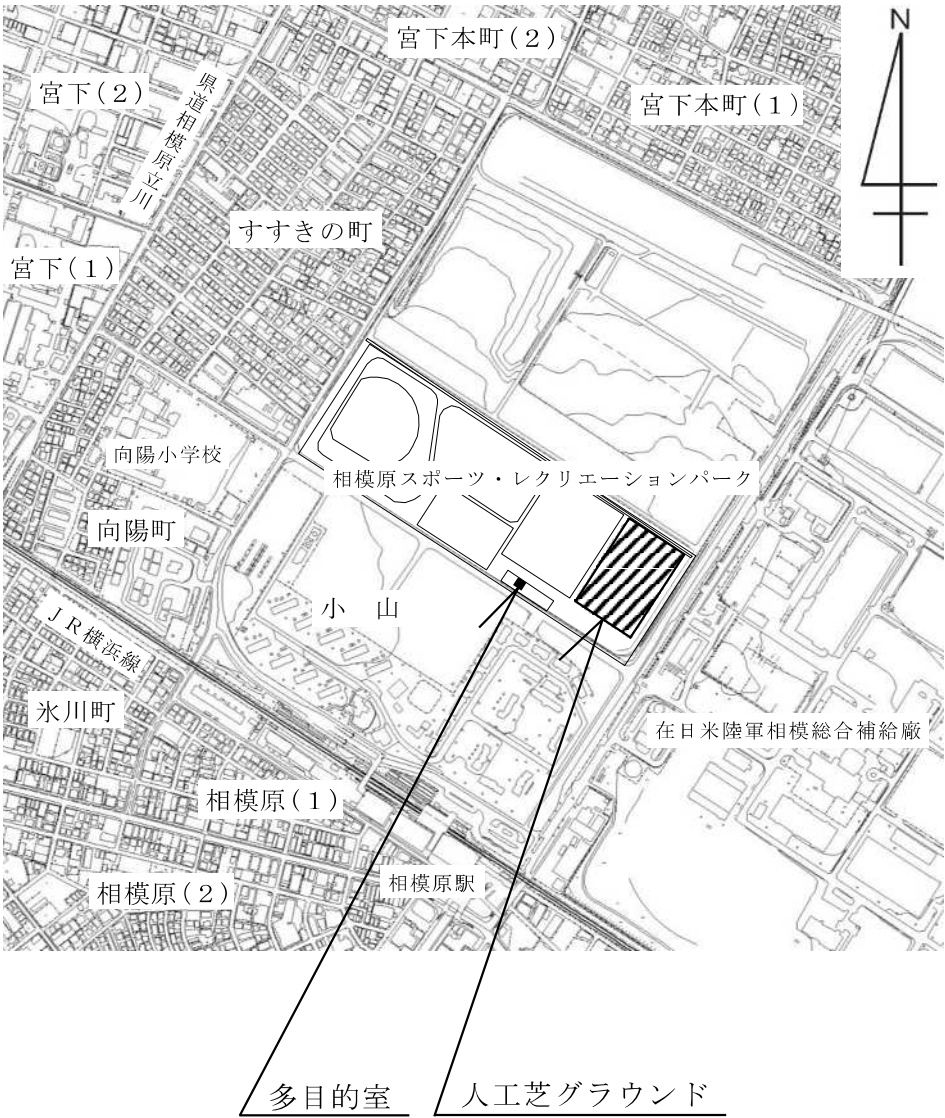
(2) 経過措置

1(4)に係る規定は、令和7年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

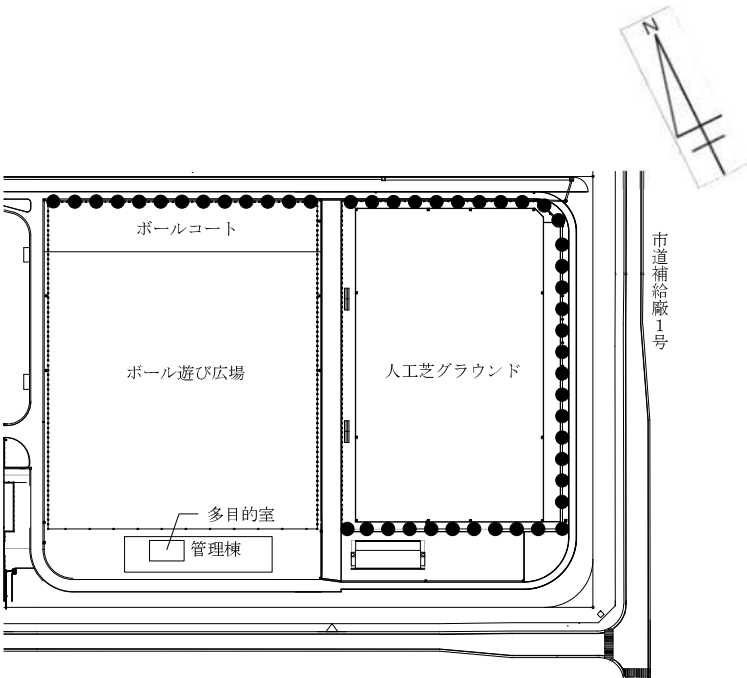
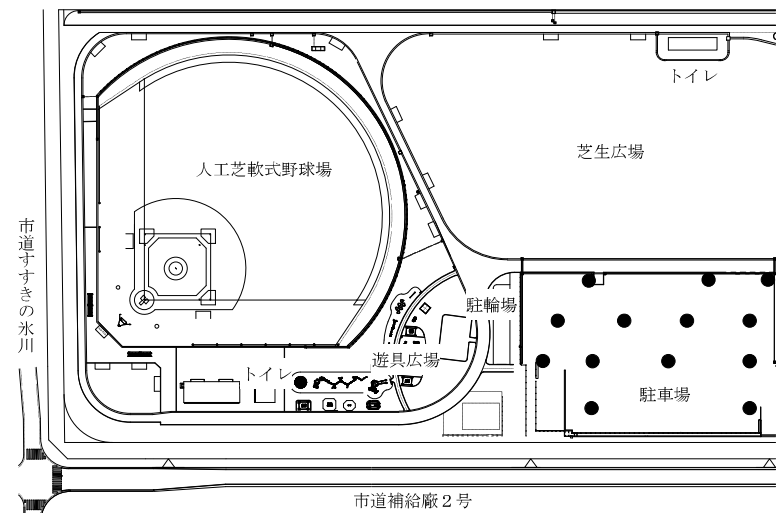
(3) 準備行為

改正後の条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド及び相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設並びに多目的室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、令和7年4月1日前においても行うことができることとするもの

案 内 図



配置図



- 凡 例
- 夜間照明施設

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例について
相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。)の施行について必要な事項及び一定規模を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする場合における近隣住民等への周知、保証金の預託等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法の例による。

(1) 大規模宅地造成等 次のいずれかに該当する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。)第 1 2 条に掲げる土地において行う高さが 1 5 メートルを超える宅地造成又は特定盛土等

イ 土地の面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上の土地において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積

(2) 近隣住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線からの水平距離が 1 0 メートル(大規模宅地造成等にあつては、2 0 メートル)の範囲内の土地又は建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。

(3) 搬入路沿道住民 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行

に關係する車両が通行する道路のうち規則で定める道路に接する土地を敷地とする建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。

(4) 周辺住民 次に掲げる範囲内の土地又は建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。ただし、近隣住民を除く。

ア 勾配が10分の1を超える土地において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の境界線から下流方向への水平距離が100メートルの範囲

イ アに掲げる範囲に準ずるものとして市長が必要と認める範囲

(土地の形質の変更等に関する工事の照会)

第3条 法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域又は法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域において土地の形質の変更又は土石の堆積に関する工事その他これに類する工事(土地の面積が500平方メートルを超えるものに限る。以下「土地の形質の変更等に関する工事」という。)を行おうとする者は、当該土地の形質の変更等に関する工事が法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事に該当するかどうかについて、規則で定めるところにより、市長に照会しなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けようとする場合又は公共施設用地において土地の形質の変更等に関する工事を行おうとする場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による照会を受けたときは、法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事に該当するときはその旨及び周辺住民の範囲を、該当しないときはその旨を回答するものとする。

(境界の明確化)

第4条 前条第2項の規定による回答を受けた工事について法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者(以下「特定工事主」という。)は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地と当該土地に接する土地との境界部にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(予定標識の掲示)

第5条 特定工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事の計画の概要等を記載した標識(以下「予定標識」という。)を掲げなければならない。

- 2 特定工事主は、予定標識を掲げたときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした特定工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。
- 4 特定工事主は、予定標識を第11条第4項の規定による届出をするまで又は法第49条に規定する標識を掲げるまでの間、掲げなければならない。
(近隣住民等への周知)

第6条 省令第6条第4号の条例で定める方法は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、戸別訪問により説明することとする。

- 2 省令第6条ただし書の条例で定める場合は、土地の面積が500平方メートルを超える土地において宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする場合とする。
- 3 特定工事主は、前項の工事(大規模宅地造成等に関する工事を除く。)の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問により説明することができる。
- 4 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容について省令第6条第1号の説明会を開催するときは、近隣住民及び搬入路沿道住民に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、当該説明会に参加しない者に対しては、戸別訪問により説明することができる。
- 5 特定工事主は、前2項に規定するもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、周辺住民又は市長が必要と認める自治会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)から書面により説明を求められた場合は、当該説明を求めたものに対して、規則で定める事項を説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定による説明は、前条第2項の規定による届出をした日の翌日以後、規則で定めるところにより、行わなければならない。

(意見の申出)

第7条 前条第3項又は第4項の説明会又は戸別訪問の対象者及び同条第5項の説明を求めたもの(以下「近隣住民等」という。)は、規則で定めるところにより、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容に対する意見を特定工事主に申し出ることができる。

- 2 特定工事主は、前項の規定による意見の申出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を当該意見の申出をしたものに回答しなければならない。

(工事計画周知報告書の提出)

第8条 特定工事主は、第6条第3項から第5項までの規定による説明が終了したときは、規則で定めるところにより、工事計画周知報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 特定工事主は、前項の規定により工事計画周知報告書を市長に提出したときは、速やかに、その提出年月日を予定標識に記載しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による工事計画周知報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、これを一般の縦覧に供しなければならない。

(再意見の申出)

第9条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、工事計画周知報告書に対する意見を、市長を経由して特定工事主に申し出ることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、特定工事主に対し、前項の意見に関する事項について指導及び助言をすることができる。
- 3 特定工事主は、第1項の規定による意見の申出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を当該意見の申出をしたものに回答するとともに、市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第10条 特定工事主は、大規模宅地造成等に関する工事の内容に関し、災害の防止及び近隣住民等との相互理解の観点から配慮すべき事項等について、市長が必要と認める自治会等と協定を締結するよう努めなければならない。

(許可前の計画変更等の届出)

第11条 特定工事主は、第5条第2項の規定による届出をした日から法第14条第2項又は第33条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知を受ける

までの間において、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画を変更するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るとともに、速やかに、予定標識に記載した事項について必要な修正を行わなければならない。

2 特定工事主は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、第6条から第9条までの規定による手続を新たに行わなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした特定工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。

4 特定工事主は、第5条第2項の規定による届出をした日から法第14条第2項又は第33条第2項の規定による許可証の交付又は不許可の通知を受けるまでの間において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画を廃止するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(着手の届出)

第12条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第13条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者であって、第6条から第9条までの規定による手続を行ったもの(以下「許可工事主」という。)は、法第16条第1項又は第35条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 許可工事主は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容について、第6条から第9条までの規定による手続を新たに行わなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る宅地造成、

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画について、当該届出をした許可工事主に対し、当該計画の変更その他必要な措置をとるべきことについて指導及び助言をすることができる。

(中間検査の特定工程等)

第14条 法第18条第4項及び第37条第4項の条例で定める工程は、次の表に掲げる工程とする。

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面に基盤排水層を設置する工事の工程	左欄の基盤排水層の上に盛土をする工事の工程
盛土をする前の地盤面に段切りその他の基盤処理を行う工事の工程	左欄の基盤の上に盛土をする工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の基礎地盤の処理を行う工事の工程	左欄の基礎地盤の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の杭基礎の打ち込みを行う工事の工程	左欄の杭基礎の上に基礎コンクリート又は底版コンクリートを設置する工事の工程
高さが5メートルを超える擁壁の配筋を行う工事の工程	左欄の擁壁のコンクリートを打設する工事の工程

(定期の報告事項)

第15条 法第19条第2項及び第38条第2項の条例で付加する必要な事項は、次に掲げるものとする。

(1) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土に係る土石の土質定数

(2) 工事の着手又は前回の報告の時点から新たに行った盛土の締固め度

2 前項に掲げる事項は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第7条に規定する地盤について講ずる措置に関する技術的基準に係る審査に当たり、継続的に工事の施行状況を把握する必要があるものとして規則で定める場合に限り、省令第50条第2項又は第80条第2項の報告に付加するものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第16条 法第32条の条例で定める特定盛土等の規模は、政令第23条第1号から第4号までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるものとする。

2 法第32条の条例で定める土石の堆積の規模は、政令第25条第2項第1号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるものとする。

(保証金の預託)

第17条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る盛土又は土石の堆積の高さが10メートルを超えるときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預け入れなければならない。

2 法第16条第1項又は第35条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならない。

(1) 盛土又は土石の堆積の高さが10メートルを超えるとき。

(2) 前項の工事について、盛土又は土石の堆積の土量が増加するとき。

3 保証金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項又は前項第1号に該当する場合 300万円に盛土又は土石の堆積の土量1立方メートル当たり500円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)を加算した額

(2) 前項第2号に該当する場合 増加する盛土又は土石の堆積の土量1立方メートル当たり500円を乗じて得た額

4 第1項又は第2項の規定により保証金を預け入れた者は、預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、規則で定めるところにより、市と質権設定契約を締結しなければならない。

(保証金の預託の特例)

第18条 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)第18条の2第1項又は第2項の規定により預け入れられた保証のための現金は、前条第

1 項又は第 2 項の規定により預け入れられた保証金とみなして、次条及び第 20 条の規定を適用する。

(保証金の使途)

第 19 条 保証金は、法第 20 条第 6 項又は第 39 条第 6 項に規定する災害防止措置に要した費用に充てるものとする。

(質権の実行)

第 20 条 市長は、保証金を前条に規定する費用に充てようとするときは、当該保証金が預け入れられた金融機関に対して第 17 条第 4 項に規定する質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第 21 条 市長は、法第 14 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定により不許可の処分をしたとき、又は法第 17 条第 2 項若しくは第 36 条第 2 項の規定により検査済証の交付をしたときは、第 17 条第 4 項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第 17 条第 4 項の規定により締結した質権設定契約を変更し、又は解除することができる。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)による宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)の改正により同法が宅地造成及び特定盛土等規制法として施行されたことを踏まえ、同法の施行について必要な事項及び土地の形質の変更等に関する工事を行おうとする場合における許可申請前の市長への照会、近隣住民等への周知、保証金の預託等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例について
相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例
相模原市開発事業基準条例(平成 1 7 年相模原市条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 8 条」を「第 1 8 条の 3」に改める。

第 2 条第 7 号及び第 8 号中「占有し、若しくは所有する」を「所有し、若しくは占有する」に改める。

第 3 章中第 1 8 条の次に次の 2 条を加える。

(保証金の預託)

第 1 8 条の 2 法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けようとする開発者(開発行為を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、開発行為に関する工事に係る盛土の高さが 1 0 メートルを超えるときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により預け入れなければならない。

2 法第 3 5 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする開発者は、当該許可に係る開発行為に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、保証金を定期預金により預け入れなければならない。

(1) 盛土の高さが 1 0 メートルを超えるとき。

(2) 前項の工事について、盛土の土量が増加するとき。

3 保証金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項又は前項第 1 号に該当する場合 3 0 0 万円に盛土の土量 1 立方メー

トル当たり 500 円を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)を加算した額

(2) 前項第 2 号に該当する場合 増加する盛土の土量 1 立方メートル当たり 500 円を乗じて得た額

- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により保証金を預け入れた開発者は、預け入れた保証金に市を質権者とする質権を設定するため、規則で定めるところにより、市と質権設定契約を締結しなければならない。

(質権設定契約の解除等)

第 18 条の 3 市長は、法第 35 条第 1 項の規定により不許可の処分をしたとき、又は法第 36 条第 2 項の規定により検査済証の交付をしたときは、前条第 4 項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前条第 4 項の規定により締結した質権設定契約を変更し、又は解除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 18 条の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日前に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為については、適用しない。

提案の理由

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(令和 6 年相模原市条例第 号)の制定を踏まえた開発行為の許可を受けようとする場合における保証金の預託に係る規定及び質権設定契約の解除等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市開発事業基準条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 保証金の預託に係る規定の追加(第 1 8 条の 2 関係)

ア 開発行為の許可又は変更の許可を受けようとする開発者は、当該許可に係る盛土の高さが 1 0 メートルを超えるときは、当該開発行為に関する工事の適正な施行を保証するため、あらかじめ、保証のための現金(以下「保証金」という。)を定期預金により金融機関に預け入れなければならないこととするもの

イ 保証金の額は、3 0 0 万円に盛土の土量 1 立方メートル当たり 5 0 0 円を乗じて得た額(その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した額とするもの

ウ 保証金を預け入れた開発者は、当該保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならないこととするもの

(2) 質権設定契約の解除等に係る規定の追加(第 1 8 条の 3 関係)

ア 市長は、開発行為の不許可の処分をしたとき、又は開発行為に関する工事に係る検査済証の交付をしたときは、質権設定契約を解除することとするもの

イ アに係る規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、質権設定契約を変更し、又は解除することができることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 (1) ア(変更の許可を受けようとする場合に限る。)に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日前に開発行為の許可を受けた開発行為については、適用しないこととするもの

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例
相模原市建築基準条例(平成 1 1 年相模原市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「避難階又は地上に通ずる利用者用の」を「利用者が日常利用する避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は政令第 1 2 0 条の規定により設置する」に改め、同項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、手すり等が設けられた場合にあっては、当該手すり等の幅が 1 0 センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。

第 1 9 条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 2 1 条中「ないもの」の次に「(特定主要構造部が耐火構造でないものを含む。)」を加える。

第 2 3 条第 2 項中「(主要構造部)」を「(特定主要構造部)」に改める。

第 2 7 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項及び第 2 項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 1 0 9 条の 8 に規定する部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 2 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第 1 0 9 条の 8 に規定する部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
第 3 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、手すり等が設けられた場合にあっては、当該手すり等の幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。

第31条第1項中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第40条第2項各号列記以外の部分中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部は、」を「特定主要構造部を」に改め、「又は」の次に「主要構造部を」を加える。

第41条第5項、第42条第1項、第44条第2項、第49条第4項及び第51条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第53条第1項中「の敷地」の次に「から」を加え、同条第2項中「限る。」の」の次に「敷地からの」を加える。

第54条第1項中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)」を加え、同条第3項第3号中「が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前3項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第60条第2項中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第62条に次の5項を加える。

- 8 法第3条第2項の規定により、第9条又は第23条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

- 9 法第3条第2項の規定により、第56条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条

の規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第59条の3の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

11 法第3条第2項の規定により、第59条の4の規定の適用を受けない建築物に係る形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、市長が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

12 法第3条第2項の規定により、第59条の3、第59条の4又は第59条の6から第59条の10までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、これらの規定は、適用しない。

第65条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴う防火規制に係る規定の改正及び防火規制に係る別棟みなし規定の追加、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)による建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正に伴う既存建築物に対する制限の緩和に係る規定の追加、都市計画区域以外の区域内において既存建築ストックの有効活用を図るための既存建築物に対する制限の緩和に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市建築基準条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 防火規制に係る規定の改正(第 1 9 条、第 2 1 条、第 2 3 条、第 3 1 条、第 4 0 条から第 4 2 条まで、第 4 4 条、第 4 9 条、第 5 1 条、第 5 4 条及び第 6 5 条関係)

耐火建築物の主要構造部のうち、床、壁又は防火設備で区画され、火災時に当該区画された部分を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること等、一定の基準を満たす場合については、耐火構造等に係る制限を適用しないこととするもの

※ 主要構造部

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。

- (2) 防火規制に係る別棟みなし規定の追加(第 2 7 条、第 2 9 条、第 3 1 条及び第 5 4 条関係)

延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等で区画する等、一定の基準を満たす場合については、当該区画された建築物の 2 以上の部分について、防火規制の適用上、それぞれ別の建築物とみなすこととするもの

- (3) 既存建築物に対する制限の緩和に係る規定の追加(第 6 2 条関係)

ア 既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合において、都市計画区域内及び都市計画区域以外の区域内における防火及び避難のための敷地内通路、共同住宅等の階段、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画に係る制限並びに都市計画区域以外の区域内における敷地と道路との関係及び道路内の建築に係る制限を適用しないこととするもの

イ 都市計画区域以外の区域内において既存建築ストックの有効活用を図るため、既存不適格建築物の用途の変更を行う場合における敷地と道路との関係、道路内の建築、容積率、建蔽率及び建築物の高さに係る制限を適用しないこととするもの

2 施行期日

公布の日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務		単位	金額
1	法第 1 2 条第 1 項 又は 第 3 0 条第 1 項	宅 地 造 成 又	0.05 ヘクター	1 件	16,000 円
		は 特 定 盛 土	ル 以 下 の と		
		等 に 関 す る	き。		
		工 事 の 許 可	0.05 ヘクター	1 件	28,000 円
		の 申 請 に 対	ル を 超 え、0.1		
		す る 審 査 で	ヘ ク タ ー ル 以		
		あ っ て、盛 土	下 の と き。		
		又 は 切 土 を	0.1 ヘクター	1 件	40,000 円
		す る 土 地 の	ル を 超 え、0.2		
		面 積 が 右 に	ヘ ク タ ー ル 以		
		掲 げ る 区 分	下 の と き。		
		ご と で あ る	0.2 ヘクター	1 件	59,000 円
		も の	ル を 超 え、0.3		
			ヘ ク タ ー ル 以		

			下のとき。		
			0.3 ヘクタールを超え、0.5ヘクタール以下のとき。	1 件	68,000 円
			0.5 ヘクタールを超え、1ヘクタール以下のとき。	1 件	93,000 円
			1 ヘクタールを超え、2ヘクタール以下のとき。	1 件	149,000 円
			2 ヘクタールを超え、4ヘクタール以下のとき。	1 件	229,000 円
			4 ヘクタールを超え、7ヘクタール以下のとき。	1 件	360,000 円
			7 ヘクタールを超え、10ヘクタール以下のとき。	1 件	509,000 円
			10 ヘクタールを超えるとき。	1 件	658,000 円
2	法第12条第1項又は第30条第1項	土石の堆積に関する工事の許可の	0.05 ヘクタール以下のとき。	1 件	11,000 円

申請に対する審査であって、土石の堆積を行う土地の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	0.05 ヘクタールを超え、0.1 ヘクタール以下のとき。	1 件	14,000 円
	0.1 ヘクタールを超え、0.2 ヘクタール以下のとき。	1 件	16,000 円
	0.2 ヘクタールを超え、0.3 ヘクタール以下のとき。	1 件	20,000 円
	0.3 ヘクタールを超え、0.5 ヘクタール以下のとき。	1 件	29,000 円
	0.5 ヘクタールを超え、1 ヘクタール以下のとき。	1 件	32,000 円
	1 ヘクタールを超え、2 ヘクタール以下のとき。	1 件	39,000 円
	2 ヘクタールを超え、4 ヘクタール以下のとき。	1 件	54,000 円
	4 ヘクタールを超え、7 ヘクタール以下のとき。	1 件	74,000 円

			とき。		
			7 ヘクタールを超え、10 ヘクタール以下のとき。	1 件	111,000 円
			10 ヘクタールを超えるとき。	1 件	136,000 円
3	法第16条第1項又は第35条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査		1 件	(1) 盛土又は切土をする土地の面積を変更しない場合 盛土又は切土をする土地の面積に応じて1の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合 変更後の盛土又は切土をする土地の面積に応じて1の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が増加する場合 ア 変更前の盛土又は切土をする

				土地における工 事の計画に変更 がない場合は、 増加する盛土又 は切土をする土 地の面積に応じ て1の項により 得た金額 イ 変更前の盛土 又は切土をする 土地における工 事の計画に変更 がある場合は、 増加する盛土又 は切土をする土 地の面積に応じ て1の項により 得た金額に、変 更前の盛土又は 切土をする土地 の面積に応じて 1の項により得 た金額に10分 の1を乗じて得 た金額を加算し た額。ただし、そ の額が658,000 円を超えると きは、658,000円
4	法第16条第 1項又は第	土石の堆積に関する工事の 変更許可の申請に対する審	1件	(1) 土石の堆積を行 う土地の面積を変

	35条第1項	査	更しない場合 土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合 変更後の土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額 (3) 土石の堆積を行う土地の面積が増加する場合 ア 変更前の土石の堆積を行う土地における工事の計画に変更がない場合は、増加する土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額 イ 変更前の土石の堆積を行う土
--	--------	---	--

					地における工事の計画に変更がある場合は、増加する土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に、変更前の土石の堆積を行う土地の面積に応じて2の項により得た金額に10分の1を乗じて得た金額を加算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、136,000円
5	法第18条第1項又は第37条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する	0.3ヘクタール以下のとき。	1件	3,100円
		工事の中間検査の申請に対する審査であって、	0.3ヘクタールを超え、2ヘクタール以下のとき。	1件	6,200円
		盛土又は切土をする土地の面積が右に掲げる	2ヘクタールを超え、4ヘクタール以下のとき。	1件	12,400円
		区分ごとで	4ヘクタール	1件	24,800円

		あるもの	を超え、7ヘクタール以下のとき。		
			7ヘクタールを超え、10ヘクタール以下のとき。	1件	43,400円
			10ヘクタールを超えるとき。	1件	62,100円

「

10,000円
18,000円
28,000円

別表第4第1号の表43の項中

を

」

「

15,000円
28,000円

「

	に、	200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	36,000 円	を
43,000 円					」

200 平方メートルを超え、 300 平方メートル以内のもの	1 件	48,000 円	に改め、同表 4 4 の項中
300 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	55,000 円	

建築物に関する完了の 検査の申請 又は完了の 通知に対する 検査(建築物のエネルギー	建築物に関する完了の 検査の申請 又は完了の 通知に対する 検査(建築物のエネルギー
--	--

ギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「省エネ適合性判定」という。)に係る建築物(以下この号において「省エネ適合性判定建築物」と

を

ギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「省エネ適合性判定」という。)に係る建築物(以下この号において「省エネ適合性判定建築物」と

に、

「

16,000 円
19,000 円
25,000 円

」

を

いう。)に係
るものを除
く。)であっ
て、床面積の
合計が右に
掲げる区分
ごとである
もの

いう。)に係
るものを除
く。)であっ
て、床面積の
合計が右に
掲げる区分
ごとである
もの

」

」

「

24,000 円
30,000 円
39,000 円

に、

「

200 平方メー トルを超え、 500 平方メー トル以内のも の	1 件	34,000 円
---	-----	----------

を

」

」

「

200 平方メー トルを超え、 300 平方メー トル以内のも の	1 件	44,000 円
---	-----	----------

に改め、同表 4 5 の項中

300 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	53,000 円
-----------------------------------	-----	----------

」

「

建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査（省エネ適合性判定建築物に係るものに限る。）	1 件	当該建築物の床面積の合計に応じて 4 4 の項により得た金額に、次に掲げる 1 棟の省エネ適合性判定建築物の床面積の区分に応じて定める額のうち当該検査に係るものの金額を合算した額を加算した額 （1）床面積の合計が 300 平方メートル以上、1,000 平方メートル未満のもの 26,000 円 （2）床面積の合計が 1,000 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 38,000 円 （3）床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 48,000 円	を
--	-----	---	---

	方メートル未満 のもの 95,000 円 (4) 床面積の合計が 5,000 平方メー トル以上、10,000 平 方メートル未満 のもの 140,000 円 (5) 床面積の合計が 10,000 平方メー トル以上、25,000 平方メートル未 満のもの 180,000 円 (6) 床面積の合計が 25,000 平方メー トル以上のもの 220,000 円
--	--

建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項及び第2項に規定する特定建築行為による建築物を除く。)に係るものに限る。)	1 件	当該建築物の床面積の合計に応じて44の項により得た金額に、次に掲げる一戸建ての住宅及び1棟の省エネ適合性判定建築物の床面積等の区分に応じて定める額のうち当該検査に係るものの金額を合
---	-----	--

		算した額を加算した額
	(1) 一戸建ての住宅の場合	14,000円
	(2) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合	
	次に掲げる区分に応じて定める額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額	
	ア 住宅部分	
	次に掲げる床面積の区分に応じて定める額	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	35,000円
	(ウ) 床面積の合	

		計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 67,000円	
	(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	100,000円	に改め、同表
	イ 非住宅部分		
	次に掲げる床面積の区分に応じて定める額		
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円	
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの	26,000円	
	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方		

		メートル未満 のもの 38,000 円
		(エ) 床面積の合 計が2,000平 方メートル以 上、5,000平方 メートル未満 のもの 95,000 円
		(オ) 床面積の合 計が5,000平 方メートル以 上、10,000平 方メートル未 満のもの 140,000円
		(カ) 床面積の合 計が10,000平 方メートル以 上、25,000平 方メートル未 満のもの 180,000円
		(キ) 床面積の合 計が25,000平 方メートル以 上のもの 220,000円

」

「

「

4 6 の項中

15,000 円
18,000 円
24,000 円

を

23,000 円
29,000 円
38,000 円

に、

「

200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	31,000 円
-----------------------------------	-----	----------

を

」

「

200 平方メートルを超え、 300 平方メートル以内のもの	1 件	42,000 円
300 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	1 件	49,000 円

に改め、同表 4 7 の項中「から(6)

トル以内のも の		
-------------	--	--

」

まで」を「又は(2)」に改め、「1棟の」を削り、「床面積」を「床面積等」に改め、

「

15,000 円
18,000 円
23,000 円

「

24,000 円
28,000 円
37,000 円

同表 4 8 の項中

を

に、

」

」

「

200 平方メー トルを超え、 500 平方メー トル以内のも の	1 件	32,000 円
---	-----	----------

を

」

「

200 平方メー トルを超え、 300 平方メー トル以内のも	1 件	42,000 円
--	-----	----------

の		
300 平方メー トルを超え、 500 平方メー トル以内のも の	1 件	50,000 円

に改める。

」

別表第4第4号の表1の項(1)中「(以下「誘導仕様基準」という。)のものを除く」を「のものに限る」に改め、同項(1)ア中「34,000円」を「17,000円」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項(1)イ中「38,000円」を「19,000円」に改め、同項(3)ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「省令第1条第2項」に、「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「69,000円」を「33,000円」に改め、同項(3)ア(イ)中「120,000円」を「57,000円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「200,000円」を「100,000円」に改め、同項(3)ア(エ)中「280,000円」を「160,000円」に改め、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「87,000円」を「230,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「110,000円」を「290,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「150,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「240,000円」を「530,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「310,000円」を「650,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「370,000円」を「770,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「440,000円」を「870,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に、「(以下この号並びに第7号の表3の項及び6の項において「モデル建物法」という。)のものを除く」を「のものに限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「230,000円」を「87,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「290,000円」を「110,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「370,000円」を

「１５０，０００円」に改め、同項（３）ウ（エ）中「５３０，０００円」を「２４０，０００円」に改め、同項（３）ウ（オ）中「６５０，０００円」を「３１０，０００円」に改め、同項（３）ウ（カ）中「７７０，０００円」を「３７０，０００円」に改め、同項（３）ウ（キ）中「８７０，０００円」を「４４０，０００円」に改め、同項（３）ウを同項（３）エとし、同項（３）イ中「当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「ア又はイに該当するものを除く」に改め、同項（３）イ（ア）中「３３，０００円」を「６９，０００円」に改め、同項（３）イ（イ）中「５７，０００円」を「１２０，０００円」に改め、同項（３）イ（ウ）中「１００，０００円」を「２００，０００円」に改め、同項（３）イ（エ）中「１６０，０００円」を「２８０，０００円」に改め、同項（３）イを同項（３）ウとし、同項（３）アの次に次のように加える。

イ 住宅部分（当該評価方法が省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の基準による評価方法のものに限る。） 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

（ア）床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ５１，０００円（適合証等の場合は、９，４００円）

（イ）床面積の合計が３００平方メートル以上、２，０００平方メートル未満のもの ８６，０００円（適合証等の場合は、２０，０００円）

（ウ）床面積の合計が２，０００平方メートル以上、５，０００平方メートル未満のもの １５０，０００円（適合証等の場合は、４５，０００円）

（エ）床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの ２２０，０００円（適合証等の場合は、８１，０００円）

別表第４第４号の表１の項中（３）を（４）とし、同項（２）中「当該評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「（１）又は（２）に該当するものを除く」に改め、同項（２）ア中「１７，０００円」を「３４，０００円」に改め、同項（２）イ中「１９，０００円」を「３８，０００円」に改め、同項（２）を同項（３）とし、同項（１）の次に次のように加える。

（２）一戸建ての住宅の場合（当該評価方法が省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）の基準による評価方法のものに限る。） 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの ２５，０００円（適合証

等の場合は、４，７００円)

イ 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの ２８，０００円(適合証等の場合は、４，７００円)

別表第４第４号の表２の項中「又は(３)」を「、(３)又は(４)」に改め、同表３の項(１)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第１０条第２号イ(２)及びロ(２)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(１)ア中「１７，０００円」を「８，５００円」に改め、同項(１)イ中「１９，０００円」を「９，５００円」に改め、同項(３)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第１０条第２号イ(２)及びロ(２)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(３)ア(ア)中「３４，５００円」を「１６，５００円」に改め、同項(３)ア(イ)中「６０，０００円」を「２８，５００円」に改め、同項(３)ア(ウ)中「１００，０００円」を「５０，０００円」に改め、同項(３)ア(エ)中「１４０，０００円」を「８０，０００円」に改め、同項(３)オ中「(３)」を「(４)」に改め、同項(３)オを同項(３)カとし、同項(３)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(３)エ(ア)中「４３，５００円」を「１１５，０００円」に改め、同項(３)エ(イ)中「５５，０００円」を「１４５，０００円」に改め、同項(３)エ(ウ)中「７５，０００円」を「１８５，０００円」に改め、同項(３)エ(エ)中「１２０，０００円」を「２６５，０００円」に改め、同項(３)エ(オ)中「１５５，０００円」を「３２５，０００円」に改め、同項(３)エ(カ)中「１８５，０００円」を「３８５，０００円」に改め、同項(３)エ(キ)中「２２０，０００円」を「４３５，０００円」に改め、同項(３)エを同項(３)オとし、同項(３)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第１０条第１号イ(２)及びロ(２)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(３)ウ(ア)中「１１５，０００円」を「４３，５００円」に改め、同項(３)ウ(イ)中「１４５，０００円」を「５５，０００円」に改め、同項(３)ウ(ウ)中「１８５，０００円」を「７５，０００円」に改め、同項(３)ウ(エ)中「２６５，０００円」を「１２０，０００円」に改め、同項(３)ウ(オ)中「３２５，０００円」を「１５５，０００円」に改め、同項(３)ウ(カ)中「３８５，０００円」を「１８５，０００円」に改め、同項(３)ウ(キ)中「４３５，０００円」を「２２０，０００円」に改め、同項(３)ウを同項(３)エとし、同項(３)イ中「当該

評価方法が誘導仕様基準のものに限る」を「ア又はイに該当するものを除く」に改め、同項(3)イ(ア)中「16,500円」を「34,500円」に改め、同項(3)イ(イ)中「28,500円」を「60,000円」に改め、同項(3)イ(ウ)中「50,000円」を「100,000円」に改め、同項(3)イ(エ)中「80,000円」を「140,000円」に改め、同項(3)イを同項(3)ウとし、同項(3)アの次に次のように加える。

イ 住宅部分(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 25,500円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円(適合証等の場合は、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 75,000円(適合証等の場合は、22,500円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 110,000円(適合証等の場合は、40,500円)

別表第4第4号の表3の項中(3)を(4)とし、同項(2)中「誘導仕様基準のものに限る」を「(1)又は(2)に該当するものを除く」に改め、同項(2)ア中「8,500円」を「17,000円」に改め、同項(2)イ中「9,500円」を「19,000円」に改め、同項(2)を同項(3)とし、同項(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円(適合証等の場合は、2,350円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円(適合証等の場合は、2,350円)

別表第4第4号の表4の項及び別表第4第5号の表1の項中「又は(3)」を「(3)又は(4)」に改める。

別表第4第7号の表1の項及び同表2の項を次のように改める。

1	法第11条第1項又は第12条第2項	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	(1) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法に限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円 (3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円 (4) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じて定める額のうち、当該申請に係る部
---	-------------------	--	----	---

				分の金額を合算した額
				ア 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる額を合算した額
				(ア) 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
				a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,600円
				b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 37,000円
				c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 55,000円
				d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 79,000円
				(イ) 床面積の区分に応じて定める額
				a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円
				b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円
				c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円
				d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円
				イ 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ

				(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額 (ア) 省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項及び2の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 86,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 150,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 220,000円 (イ) 省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項及び2の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。) 次に掲げる額を合算した額 a 共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分という。)の床面積を除いた床面
--	--	--	--	--

				積(以下この項及び2の項において「共用部分以外の床面積」という。)の区分に応じて定める額
				(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 41,600円
				(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 66,000円
				(c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 105,000円
				(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 139,000円
				b 床面積の区分に応じて定める額
				(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円
				(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円
				(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円
				(d) 床面積の合計が5,000平方

				メートル以上のもの 81,000 円
			ウ	住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額
			(ア)	共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額
			a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円
			b	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円
			c	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円
			d	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円
			(イ)	共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額
			a	共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
			(a)	共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,600円
			(b)	共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 100,000円
			(c)	共用部分以外の床面積の合

				計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 155,000円
				(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上 のもの 199,000円
			b	床面積の区分に応じて定める額
			(a)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円
			(b)	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円
			(c)	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円
			(d)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円
			エ	1棟の建築物の用途が省令第10条第1号に規定する工場等(以下「工場等」という。)の場合 次に掲げる区分に応じて定める額
			(ア)	当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合
			a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
			b	床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル

				未満のもの 26,000円
			c	床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 38,000円
			d	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 95,000円
			e	床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 140,000円
			f	床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 180,000円
			g	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円
			(イ)	当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合
			a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円
			b	床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 31,000円
			c	床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円
			d	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 100,000円
			e	床面積の合計が5,000平方メ

				メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 150,000円
			f	床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 190,000円
			g	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 230,000円
		オ	1 棟の建築物の用途が工場等以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める額	
			(ア) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロの基準による評価方法の場合	
			a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
			b	床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 110,000円
			c	床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 150,000円
			d	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 240,000円
			e	床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 310,000円
			f	床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 370,000円

				g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円 (イ) 当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 290,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 370,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 530,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 650,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 770,000円 g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 870,000円
2	法第11条第2項後段又は第12条第3項後段	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は	1件	(1) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

		通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円 (2) 一戸建ての住宅の場合(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 12,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 14,000円 (3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (4) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じて定める額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した額 ア 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる額を合算した額
--	--	--------------------------------	---

				(ア) 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,800円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 18,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 27,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 39,500円 (イ) 床面積の区分に応じて定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円 イ 住宅部分(当該評価方法が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) 次に掲げる区分に応じて定める額 (ア) 共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分
--	--	--	--	---

				に応じて定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 25,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 43,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 75,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 110,000円 (イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額 a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額 (a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 20,800円 (b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 33,000円 (c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 52,500円 (d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 69,500円 b 床面積の区分に応じて定め
--	--	--	--	--

				る額 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円 (b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円 (c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円 (d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円 ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額 (ア) 共用部分に係る計算を要する場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 34,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 60,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 100,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 140,000円 (イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算し
--	--	--	--	---

					た額
				a	共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
				(a)	共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,800円
				(b)	共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 50,000円
				(c)	共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 77,500円
				(d)	共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 99,500円
				b	床面積の区分に応じて定める額
				(a)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,700円
				(b)	床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 10,000円
				(c)	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 22,500円
				(d)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

				エ 1 棟の建築物の用途が工場等の場合 次に掲げる区分に応じて定める額 (ア) 当該評価方法が省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準による評価方法の場合 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 13,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 19,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 47,500円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 70,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 90,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 110,000円 (イ) 当該評価方法が省令第 1 条第 1 項第 1 号ロ以外の基準による評価方法の場合 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,500円
--	--	--	--	--

					- b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 15,500円 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 21,500円 - d 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 50,000円 - e 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 75,000円 - f 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 95,000円 - g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 115,000円
					オ 1 棟の建築物の用途が工場等以外の場合 次に掲げる区分に応じて定める額 (ア) 当該評価方法が省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準による評価方法の場合 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円 - b 床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 55,000円 - c 床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル

				ル未満のもの 75,000円
			d	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 120,000円
			e	床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 155,000円
			f	床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 185,000円
			g	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円
			(イ)	当該評価方法が省令第1条第1項第1号ロ以外の基準による評価方法の場合
			a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 115,000円
			b	床面積の合計が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 145,000円
			c	床面積の合計が1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 185,000円
			d	床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 265,000円
			e	床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 325,000円
			f	床面積の合計が10,000平方

				メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 385,000円
				g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円
				(5) 判定に係る床面積が増加する場合 1の項により算定した金額(この場合において、「床面積」とあるのは、「既に判定を受けた1棟の建築物の床面積と増加する部分の床面積」と読み替えるものとする。)

別表第4第7号の表3の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(1)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(1)ア中「34,000円」を「17,000円」に改め、同項(1)イ中「38,000円」を「19,000円」に改め、同項(2)中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(2)ア中「17,000円」を「25,000円」に改め、同項(2)イ中「19,000円」を「28,000円」に改め、同項(3)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。))又は適合証等の場合」を「適合証等の場合」に、「69,000円(適合証等の場合は、9,400円)」を「9,400円」に、「120,000円(適合証等の場合は、20,000円)」を「20,000円」に、「200,000円(適合証等の場合は、45,000円)」を「45,000円」に、「280,000円(適合証等の場合は、81,000円)」を「81,000円」に改め、同項(3)ア(イ)中「省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。))」を「適合証等の場合以外の場合」に、「床面積(共用部分(省令第4条第3

項第1号に規定する共用部分をいう。)の床面積を除く。以下この項、6の項及び9の項において「共用部分以外の床面積」という。)を「共用部分以外の床面積」に、「59,600円」を「23,600円」に、「100,000円」を「37,000円」に、「155,000円」を「55,000円」に、「199,000円」を「79,000円」に改め、同項(3)イ中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(3)イ(ア)中「適合証等の場合」を「省令第13条第3項に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項及び6の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。)又は適合証等の場合」に、「9,400円」を「51,000円(適合証等の場合は、9,400円)」に、「20,000円」を「86,000円(適合証等の場合は、20,000円)」に、「45,000円」を「150,000円(適合証等の場合は、45,000円)」に、「81,000円」を「220,000円(適合証等の場合は、81,000円)」に改め、同項(3)イ(イ)中「適合証等の場合以外の場合」を「省令第13条第3項に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項及び6の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)」に、「共用部分以外の床面積」を「共用部分(省令第13条第3条第1号に規定する共用部分をいう。)の床面積を除いた床面積(以下この項及び6の項において「共用部分以外の床面積」という。)」に、「23,600円」を「41,600円」に、「37,000円」を「66,000円」に、「55,000円」を「105,000円」に、「79,000円」を「139,000円」に改め、同項(3)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(3)エ(ア)中「87,000円」を「230,000円」に改め、同項(3)エ(イ)中「110,000円」を「290,000円」に改め、同項(3)エ(ウ)中「150,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)エ(エ)中「240,000円」を「530,000円」に改め、同項(3)エ(オ)中「310,000円」を「650,000円」に改め、同項(3)エ(カ)中「370,000円」を「770,000円」に改め、同項(3)エ(キ)中「440,000円」を「870,000円」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による評

価方法に限る」に改め、同項(3)ウ(ア)中「230,000円」を「87,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「290,000円」を「110,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「370,000円」を「150,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「530,000円」を「240,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「650,000円」を「310,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「770,000円」を「370,000円」に改め、同項(3)ウ(キ)中「870,000円」を「440,000円」に改め、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イの次に次のように加える。

ウ 住宅部分(ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じて定める額

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円(適合証等の場合は、9,400円)
- b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、20,000円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円(適合証等の場合は、45,000円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円(適合証等の場合は、81,000円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,600円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 100,000円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 155,000円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 199,000円
- b 床面積の区分に応じて定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

別表第4第7号の表3の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円(適合証等の場合は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(適合証等の場合は、4,700円)

別表第4第7号の表4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に、「法第34条第3項」を「法第29条第3項」に改め、同表5の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項(1)中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(1)ア中「17,000円」を「8,500円」に改め、同項(1)イ中「19,000円」を「9,500円」に改め、同項(2)中「誘導仕様基準」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)の基準による評価方法」に改め、同項(2)ア中「8,500円」を「12,500円」に改め、同項(2)イ中「9,500円」を「14,000円」に改め、同項(3)ア中「誘導仕様基準のものを除く」を「省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(3)ア(ア)中「共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合」を「適合証等の場合」に、「34,500円(適合証等の場合は、4,700円)」を「4,700円」に、「60,000円(適合証等の場合は、10,000円)」を「10,000円」に、

「１００，０００円(適合証等の場合は、２２，５００円)」を「２２，５００円」に、「１４０，０００円(適合証等の場合は、４０，５００円)」を「４０，５００円」に改め、同項(３)ア(イ)中「共用部分に係る計算を要しない」を「適合証等の場合以外の」に、「２９，８００円」を「１１，８００円」に、「５０，０００円」を「１８，５００円」に、「７７，５００円」を「２７，５００円」に、「９９，５００円」を「３９，５００円」に改め、同項(３)イ中「誘導仕様基準」を「省令第１０条第２号イ(１)及びロ(２)又は同号イ(２)及びロ(１)の基準による評価方法」に改め、同項(３)イ(ア)中「適合証等の場合」を「共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合」に、「４，７００円」を「２５，５００円(適合証等の場合は、４，７００円)」に、「１０，０００円」を「４３，０００円(適合証等の場合は、１０，０００円)」に、「２２，５００円」を「７５，０００円(適合証等の場合は、２２，５００円)」に、「４０，５００円」を「１１０，０００円(適合証等の場合は、４０，５００円)」に改め、同項(３)イ(イ)中「適合証等の場合以外の」を「共用部分に係る計算を要しない」に、「１１，８００円」を「２０，８００円」に、「１８，５００円」を「３３，０００円」に、「２７，５００円」を「５２，５００円」に、「３９，５００円」を「６９，５００円」に改め、同項(３)オ中「(３)」を「(４)」に改め、同項(３)オを同項(３)カとし、同項(３)エ中「当該評価方法がモデル建物法のものに限る」を「エに該当するものを除く」に改め、同項(３)エ(ア)中「４３，５００円」を「１１５，０００円」に改め、同項(３)エ(イ)中「５５，０００円」を「１４５，０００円」に改め、同項(３)エ(ウ)中「７５，０００円」を「１８５，０００円」に改め、同項(３)エ(エ)中「１２０，０００円」を「２６５，０００円」に改め、同項(３)エ(オ)中「１５５，０００円」を「３２５，０００円」に改め、同項(３)エ(カ)中「１８５，０００円」を「３８５，０００円」に改め、同項(３)エ(キ)中「２２０，０００円」を「４３５，０００円」に改め、同項(３)エを同項(３)オとし、同項(３)ウ中「モデル建物法のものを除く」を「省令第１０条第２号イ(２)及びロ(２)の基準による評価方法のものに限る」に改め、同項(３)ウ(ア)中「１１５，０００円」を「４３，５００円」に改め、同項(３)ウ(イ)中「１４５，０００円」を「５５，０００円」に改め、同項(３)ウ(ウ)中「１８５，０００円」を「７５，０００円」に改め、同項(３)ウ(エ)中「２６５，０００円」を「１２０，０００円」に改め、同項(３)ウ(オ)中

「３２５，０００円」を「１５５，０００円」に改め、同項（３）ウ（カ）中
「３８５，０００円」を「１８５，０００円」に改め、同項（３）ウ（キ）中
「４３５，０００円」を「２２０，０００円」に改め、同項（３）ウを同項（３）エと
し、同項（３）イの次に次のように加える。

ウ 住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じて
定める額

（ア）共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面
積の区分に応じて定める額

- a 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ３４，５００円（適合
証等の場合は、４，７００円）
- b 床面積の合計が３００平方メートル以上、２，０００平方メートル未
満のもの ６０，０００円（適合証等の場合は、１０，０００円）
- c 床面積の合計が２，０００平方メートル以上、５，０００平方メー
トル未満のもの １００，０００円（適合証等の場合は、２２，５００円）
- d 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの １４０，００
円（適合証等の場合は、４０，５００円）

（イ）共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる額を合算した額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める額
 - （a）共用部分以外の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの
２９，８００円
 - （b）共用部分以外の床面積の合計が３００平方メートル以上、２，００
平方メートル未満のもの ５０，０００円
 - （c）共用部分以外の床面積の合計が２，０００平方メートル以上、
５，０００平方メートル未満のもの ７７，５００円
 - （d）共用部分以外の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの
９９，５００円
- b 床面積の区分に応じて定める額
 - （a）床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ４，７００円
 - （b）床面積の合計が３００平方メートル以上、２，０００平方メー
トル未満のもの １０，０００円
 - （c）床面積の合計が２，０００平方メートル以上、５，０００平方メー

トル未満のもの 22,500円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 40,500円

別表第4第7号の表6の項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 一戸建ての住宅の場合((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円(適合証等の場合は、2,350円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円(適合証等の場合は、2,350円)

別表第4第7号の表7の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に、「の(3)」を「の(4)」に改め、同表8の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改める。

別表第4第7号の表9の項を削る。

別表第4第8号の表1の項中「第11条」を「第13条」に、「又は(3)」を「、(3)、(4)又は(5)」に改め、同表2の項中「第29条」を「第28条」に、「若しくは(3)」を「、(3)若しくは(4)」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の改正により同法が宅地造成及び特定盛土等規制法として施行されたことを踏まえた同法に基づく事務に係る手数料の規定の追加、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の改正等に伴うこれらの法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定

の改正及び追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第3第2号の表関係)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する主な事務	単位	金額
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査であって、盛土又は切土をする土地の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	1 件	0.05 ヘクタール以下 16,000 円
	1 件	0.05 ヘクタール超 0.3 ヘクタール以下 28,000 円～59,000 円
	1 件	0.3 ヘクタール超 10 ヘクタール以下 68,000 円～509,000 円
	1 件	10 ヘクタール超 658,000 円
土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査であって、土石の堆積を行う土地の面積が右に掲げる区分ごとであるもの	1 件	0.05 ヘクタール以下 11,000 円
	1 件	0.05 ヘクタール超 0.3 ヘクタール以下 14,000 円～20,000 円
	1 件	0.3 ヘクタール超 10 ヘクタール以下 29,000 円～111,000 円
	1 件	10 ヘクタール超 136,000 円
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査	1 件	(1) 土地の面積を変更しない場合は、当該土地の面積に応じた上記区分による額の10分の1の額 (2) 土地の面積が減少する場合は、減少後の土地の面積に応じた上記区分による額の10分の1の額 (3) 土地の面積が増加する場合は、増加する土地の面積に応じた上記区分による額に、変更前の土地の面積に応

		じた上記区分による額の10分の1の額を加算した額
--	--	--------------------------

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第1号の表関係)

ア 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

手数料を徴収する事務	単位	現行	改定後
建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	1件	床面積に応じて 10,000円～900,000円	床面積に応じて 15,000円～900,000円

イ 建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物に係るものを除く。)の事務に係る手数料の額を改定するもの

※ 省エネ適合性判定建築物

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物消費性能エネルギー確保計画を所管行政庁又は登録判定機関等に提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物をいう。

手数料を徴収する事務	単位	現行	改定後
建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査	1件	床面積に応じて 16,000円～610,000円	床面積に応じて 24,000円～610,000円

ウ 建築物に関する完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物に係るものに限る。)の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分	単位	現行	改定後
一戸建ての住宅	1件	—	14,000円
1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。以下同じ。)の住宅部分	1件	—	床面積に応じて 21,000円～100,000円
1棟の建築物の非住	1件	床面積に応じて	床面積に応じて

宅部分		26,000円～220,000円	19,000円～220,000円
-----	--	------------------	------------------

エ 建築物に関する中間検査をしたときの完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査(省エネ適合性判定建築物に係るものを除く。)の事務に係る手数料の額を改定するもの

手数料を徴収する事務	単位	現行	改定後
建築物に関する中間検査をしたときの完了の検査の申請又は完了の通知に対する検査	1件	床面積に応じて 15,000円～600,000円	床面積に応じて 23,000円～600,000円

オ 建築物に関する中間検査の事務に係る手数料の額を改定するもの

手数料を徴収する事務	単位	現行	改定後
建築物に関する中間検査	1件	床面積に応じて 15,000円～530,000円	床面積に応じて 24,000円～530,000円

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第4第4号の表関係)

低炭素建築物新築等計画の認定及び変更申請に対する審査の事務に係る手数料について、誘導仕様基準及び標準計算法を併用した評価方法に係る手数料を追加するもの

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分	単位	手数料
一戸建ての住宅	1件	評価方法が誘導仕様基準及び標準計算法の併用の場合 床面積に応じて25,000円又は28,000円(4,700円)
1棟の建築物の住宅部分	1件	評価方法が誘導仕様基準及び標準計算法の併用の場合 床面積に応じて51,000円～220,000円(9,400円～81,000円)

備考 括弧内の金額は、登録判定機関等による適合証等を添付している場合(以下「適合証等の場合」という。)の額

※ 誘導仕様基準

住宅部分のエネルギー消費性能の評価において、計算によらずZEH

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)水準への適合を確認するための設備等に係る仕様基準をいう。

※ 標準計算法

外皮性能と一次エネルギー消費性能を算出し、建物全体の省エネルギー性能を計算する方法をいう。

イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更申請に対する審査の事務に係る手数料

アの表に掲げる額の2分の1の額

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第4第7号の表関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務に係る手数料について、一戸建ての住宅及び1棟の建築物の住宅部分に係る評価方法別の手数料を追加するとともに、1棟の建築物の非住宅部分の床面積300平方メートル未満の場合の手数料を追加するもの

ア 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務に係る手数料

(ア) 一戸建ての住宅及び1棟の建築物の住宅部分

区分	評価方法	単位	手数料
一戸建ての住宅	仕様基準	1件	床面積に応じて17,000円又は19,000円
	仕様基準及び標準計算法の併用	1件	床面積に応じて25,000円又は28,000円
	上記以外	1件	床面積に応じて34,000円又は38,000円
1棟の建築物の住宅部分	仕様基準	1件	次に掲げる金額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応じて23,600円～79,000円 (2) 床面積に応じて9,400円～81,000円

	仕様基準及び標準 計算法の併用	1 件	次に掲げる金額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応 じて 41,600 円～139,000 円 (2) 床面積に応じて 9,400 円～ 81,000 円
	上記以外	1 件	次に掲げる金額を合算した額 (1) 共用部分以外の床面積に応 じて 59,600 円～199,000 円 (2) 床面積に応じて 9,400 円～ 81,000 円

※ 仕様基準

外皮の断熱性能値や設備機器の基準値が定められ、これらの基準値を満たす材料や製品を用いることで省エネルギー計算を省略できる基準をいう。

(イ) 1 棟の建築物の非住宅部分の床面積が 300 平方メートル未満の場合

区分	評価方法		単位	手数料
1 棟の建築物の非住宅部分	モデル建物法	工場等	1 件	19,000 円
		工場等以外	1 件	87,000 円
	上記以外	工場等	1 件	23,000 円
		工場等以外	1 件	230,000 円

※ モデル建物法

非住宅部分のエネルギー消費性能について、建築物の用途ごとの計算モデルを用いて計算する簡易な評価方法をいう。

イ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務に係る手数料

ア(ア)及び(イ)の表に掲げる額の 2 分の 1 の額

ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分	評価方法	単位	手数料
一戸建ての住	誘導仕様基準及び標	1 件	床面積に応じて 25,000 円又

宅	準計算法の併用		は 28,000 円(4,700 円)
1 棟の建築物 の住宅部分	誘導仕様基準及び標 準計算法の併用	1 件	適合証等の場合 床面積に 応じて 9,400 円～81,000 円
			適合証等の場合以外の場合 次に掲げる金額を合算し た額 (1) 共用部分以外の床面 積に応じて 41,600 円～ 139,000 円 (2) 床面積に応じて 9,400 円～81,000 円

備考 括弧内の金額は、適合証等の場合の金額

エ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請に対する審査
の事務に係る手数料

ウの表に掲げる額の 2 分の 1 の額

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
相模原市道路占用料徴収条例(昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

別表中

2 4 0

を

2 5 0

に、

3 1 0

を

3 2 0

に、

8 4
2 8 0

を

8 6
2 9 0

に、

2 8 0
6
8

を

2 9 0
6
9

に、

2 5

を

2 6

に、

--

」

「

5 9
8 4

」

を

「

6 0
8 6

」

に、

「

8 4
2 8 0
2 8 0
$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$

」

「

8 6
2 9 0
2 9 0
$A \times 0.004 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.006 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.007 \times \frac{1}{12}$

」

を

に、

「

2 8 0
5 7 0
2 8 0
$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

「

2 9 0
5 7 0
2 9 0
$A \times 0.009 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.017 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.004 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.006 \times \frac{1}{12}$

1 7 0
2 8 0

を

1 7 0
2 9 0

に、

$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$

を

$A \times 0.007 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.025 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.012 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.009 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.022 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.009 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.012 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.022 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.031 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.025 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.012 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.022 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.031 \times \frac{1}{12}$

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえ、占用料の額を改定いたしたく提案するものである。

相模原市道路占用料徴収条例の改正の概要

1 改正の内容

占用料の額の改定(別表関係)

主な占用物件の改定額

占用物件		単位	現行	改定後
第 2 種電柱(4 条又は 5 条の電線を支持するもの)		1 本につき 1 月	2 4 0 円	2 5 0 円
第 3 種電話柱(6 条以上の電線を支持するもの)		1 本につき 1 月	3 1 0 円	3 2 0 円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1 月	8 円	9 円
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		8 4 円	8 6 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例について
相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 18 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例
相模原市認定外道路管理条例(平成 17 年相模原市条例第 145 号)の一部を次のように改正する。

別表中「相模原市道路占用料徴収条例」の次に「別表」を加え、「34 円」を「35 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえた占用料の額の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市認定外道路管理条例の改正の概要

1 改正の内容

占用料の額の改定(別表関係)

区分	単位	現行	改定後
工作物等以外の占用	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
相模原市準用河川占用料徴収条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ついて、」を「おいて」に、「関し、」を「ついて」に改める。

別表中「3 4 円」を「3 5 円」に、「これら」を「これ」に、「6 8 円」を「6 9 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料の額について適用し、同日前の占用に係る土地占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえた土地占用料の額の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市準用河川占用料徴収条例の改正の概要

1 改正の内容

土地占用料の額の改定(別表関係)

区分			単位	現行	改定後
通路としての占用			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円
工作物の 占用	通路橋その他これに類するもの	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円
		占用面積が 4 平方メートルを超える部分		6 8 円	6 9 円
	はけ口その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 8 円	6 9 円
その他の占用			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る土地占用料の額について

て適用し、同日前の占有に係る土地占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例について
相模原市水路管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例
相模原市水路管理条例(平成 1 4 年相模原市条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第 1 4 条ただし書中「ときは」を「ときは、」に改める。

別表中「3 4 円」を「3 5 円」に、「これら」を「これ」に、「6 8 円」を「6 9 円」に改め、「昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)」の次に「別表」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえた占用料の額の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市水路管理条例の改正の概要

1 改正の内容

占用料の額の改定(別表関係)

区分			単位	現行	改定後
通路としての占用			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円
工作物の 占用	通路橋その他これに類するもの	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円
		占用面積が 4 平方メートルを超える部分		6 8 円	6 9 円
	はけ口その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 8 円	6 9 円
その他の占用			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	3 5 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料の額について適

用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市下水道条例の一部を改正する条例
相模原市下水道条例(昭和 4 3 年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「汚水」の次に「(以下「汚水」という。)」を加える。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「着手」を「の着手」に改め、同条第 3 項中「法第 1 2 条の 4」を「第 1 2 条の 4」に改める。

第 1 0 条第 3 項中「行った」を「行つた」に改める。

別表中

「

区 分		単 位	金 額
通路としての占用		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円
通路橋その他これらに類する占用	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円
	占用面積が 4 平方メートルを超える部分		6 8 円

」

を

「

区 分	金 額
通路としての占用	相模原市準用河川占用料徴収条例

通路橋その他これに類するものの占用	(平成11年相模原市条例第50号) 別表の例による。
-------------------	-------------------------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由

占用料の算定方法の見直しに伴う占用料の額に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市下水道条例の改正の概要

1 改正の内容

占用料の額に係る規定の改正(別表関係)

次の表の区分欄に掲げる占用に係る占用料の算定の際の単位及び金額について、相模原市準用河川占用料徴収条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 0 号)別表の例によることとするもの

区分		現行		改正後
		単位	金額	金額
通路としての占用		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	相模原市準用河川占用料徴収条例別表の例による。
通路橋その他これに類するものの占用	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 4 円	
	占用面積が 4 平方メートルを超える部分		6 8 円	

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項中「子どものいじめに関する再調査委員会」を「子どものいじめに関する調査委員会の委員及び子どものいじめに関する再調査委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の 1 0 の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員の報酬の額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員の報酬の額に係る規定の改正(別表第 1 関係)

現行		改正後	
日額	12,600円	日額	20,000円。ただし、2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき10,000円を20,000円に加算して得た額

※ 改正後の報酬の額は、相模原市子どものいじめに関する再調査委員会の委員の報酬の額と同額

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和7年4月1日以後に職務に従事した相模原市子どものいじめに関する調査委員会の委員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した同委員に支給する報酬の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例について
相模原市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立博物館条例の一部を改正する条例

相模原市立博物館条例(平成 7 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「とき」の次に「(次条第 1 項に規定する定期券により観覧しようとするときを除く。)」を加え、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「企画の展示」の次に「又は特別の催し」を、「資料」の次に「又は当該特別の催し」を加える。

第 2 0 条を第 2 2 条とする。

第 1 9 条中「第 1 4 条」を「第 1 6 条」に改め、同条を第 2 1 条とし、第 1 1 条から第 1 8 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 1 0 条中「第 7 条」を「第 9 条」に、「第 8 条第 2 項」を「第 1 0 条第 2 項」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条の見出し中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条中「納付された観覧料」の次に「及び特別席の利用に係る料金(以下「観覧料等」という。)」を加え、同条ただし書中「観覧料」を「観覧料等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条中「前条第 1 項及び第 2 項」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(定期券の交付等)

第 4 条 教育委員会は、利用者(教育委員会規則で定める者を除く。)が定期観覧に係る観覧料として別表第 2 に定める観覧料を納付したときは、プラネタリウム投

影及び全天周映画の定期観覧に係る観覧券(以下「定期券」という。)を交付するものとする。

- 2 定期券は、再交付しない。ただし、定期券を汚損等した場合において、当該定期券の記載内容を確認でき、かつ、これを回収することができるときは、この限りでない。
- 3 定期券を改変して使用したときその他教育委員会が不正利用の手段として使用したと認めるときは、当該定期券は無効とし、回収する。

(特別席の料金)

第5条 利用者は、プラネタリウム投影若しくは全天周映画又は特別の催しを観覧しようとする場合において、特別席を利用しようとするときは、観覧料とは別に、別表第3に定める料金を納付しなければならない。

- 2 前項の料金は、前納とする。

別表備考1中「準ずる者」の次に「(以下「児童生徒等」という。)」を加え、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2(第4条関係)

区 分		単 位	定期観覧に係る観覧料	
			大 人	小 人
プラネタリウム投影及び全天周映画	個 人	1年につき	2, 0 0 0 円	8 0 0 円

備考 小人とは、児童生徒等をいう。ただし、市内の子どもを除く。

別表第3(第5条関係)

区 分	単 位	料 金
特別席(シングル)	1 席 1 回につき	3 0 0 円
特別席(ダブル)	1 席 1 回につき	6 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立博物館の観覧料に係る規定の改正並びに定期観覧に係る観覧券の交付等に係る規定及び特別席の料金に係る規定の追加をいたしたく提案するもので

ある。

相模原市立博物館条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 観覧料に係る規定の改正(第3条関係)

利用者が特別の催しを観覧しようとするときは、教育委員会がその都度定める観覧料を納付しなければならないこととするもの

(2) 定期観覧に係る観覧券(以下「定期券」という。)の交付等に係る規定の追加(第4条及び別表第2関係)

ア 教育委員会は、利用者が定期観覧に係る観覧料として次に掲げる観覧料を納付したときは、定期券を交付することとするもの

区分		単位	定期観覧に係る観覧料	
			大人	小人
プラネタリウム投影及び全天周映画	個人	1年につき	2,000円	800円

イ 定期券は、再交付しないこととするもの

ウ 定期券を改変して使用したときその他教育委員会が不正利用の手段として使用したと認めるときは、当該定期券は無効とし、回収することとするもの

(3) 特別席の料金に係る規定の追加(第5条及び別表第3関係)

ア 利用者がプラネタリウム投影若しくは全天周映画又は特別の催しを観覧しようとする場合において、特別席を利用しようとするときは、観覧料とは別に、次に掲げる料金を納付しなければならないこととするもの

区分	単位	料金
特別席(シングル)	1席1回につき	300円
特別席(ダブル)	1席1回につき	600円

イ アの料金は、前納とすることとするもの

2 施行期日

公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日